

令和元年10月1日(火)10:00～
東京都庁第一本庁舎
北塔42階特別会議室D

市場の活性化を考える会 (第2回)

次 第

1 開 会

2 議 事

卸売市場を取り巻く環境の変化について

卸売市場の現状について

卸売市場法改正への対応について

今後の進め方について

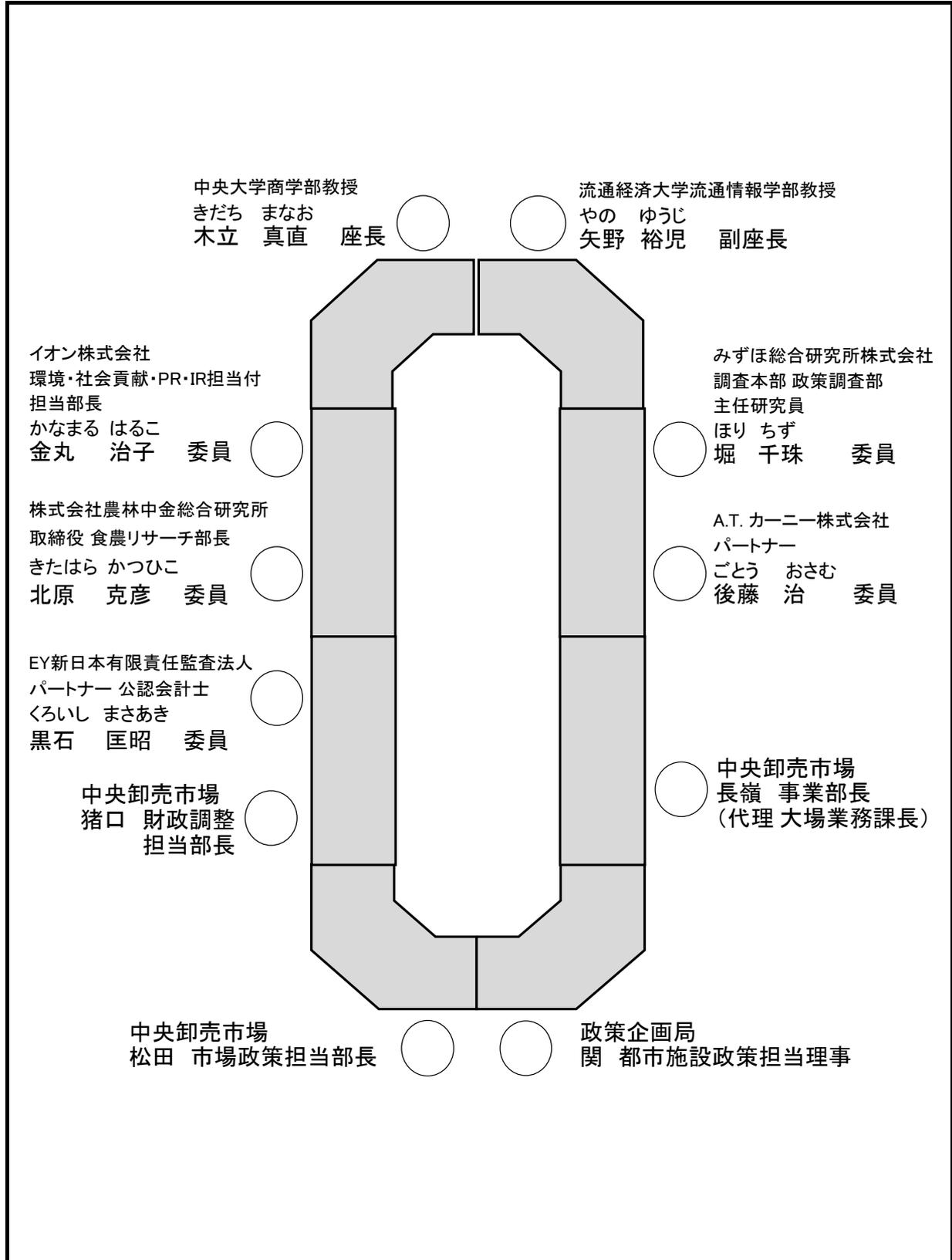
3 閉 会

(配布資料)

次第・座席表・委員名簿・説明用資料

市場の活性化を考える会(第2回) 座席表

令和元年10月1日(火)10時00分～
東京都庁第一本庁舎42階北塔 特別会議室D



市場の活性化を考える会 委員名簿

(敬称略)

氏名	役職	
きだち まなお 木立 真直	中央大学商学部教授	座長
やの ゆうじ 矢野 裕児	流通経済大学流通情報学部教授	副座長
かなまる はるこ 金丸 治子	イオン株式会社 環境・社会貢献・PR・IR 担当付 担当部長	
きたはら かつひこ 北原 克彦	株式会社農林中金総合研究所 取締役 食農リサーチ部長	
くろいし まさあき 黒石 匡昭	EY 新日本有限責任監査法人 パートナー 公認会計士	
ごとう おさむ 後藤 治	A.T. カーニー株式会社 パートナー	
ほり ちず 堀 千珠	みずほ総合研究所株式会社 調査本部 政策調査部 主任研究員	
わたなべ たつろう 渡辺 達朗	専修大学商学部教授	

第2回 市場の活性化を考える会

令和元年10月1日
東京都政策企画局
東京都中央卸売市場

【論点整理①】 食品流通を取り巻く環境の変化

卸売市場を取り巻く環境

【生産者(川上)の状況】

- ① 国内生産力の低下(水産、青果)
- ② 漁業、農業従事者の減少
- ③ 出荷団体の大型化・集約化

【川下(実需者)の状況】

- ① 専門小売店の減少
- ② 量販店の増加
- ③ 野菜・果物、魚介類、肉類の購入先
量販店利用90%(専門小売店30%未満)
- ④ 小売業態の多様化(コンビニ、宅配等伸長)

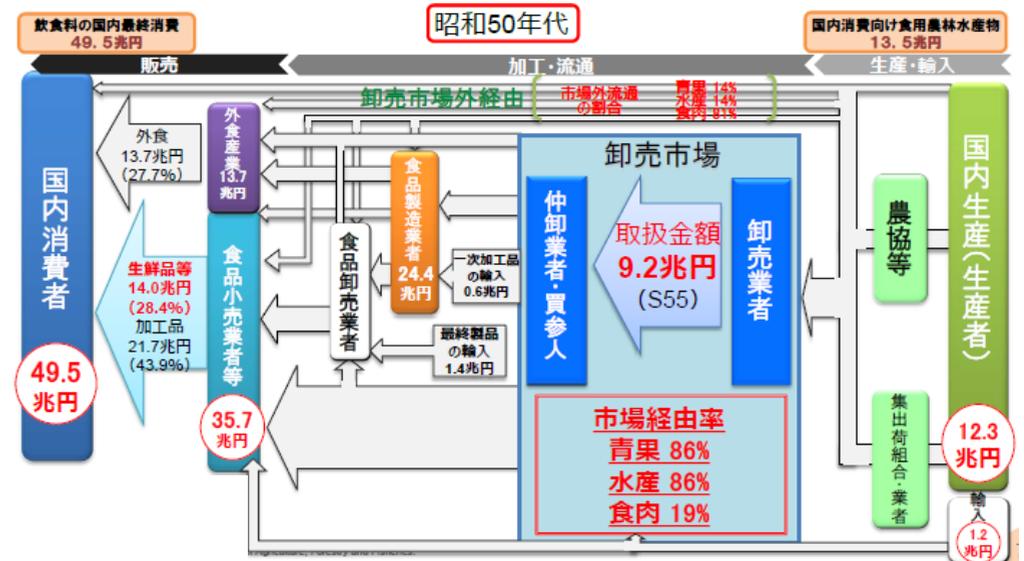
【消費者の状況】

- ① 東京都人口2025年をピークに減少
- ② 単身世帯の増加に伴う中食・外食需要拡大
- ③ 食料支出総額は長期的に減少の見通し
- ④ 食の安全・安心に対する意識の高まり

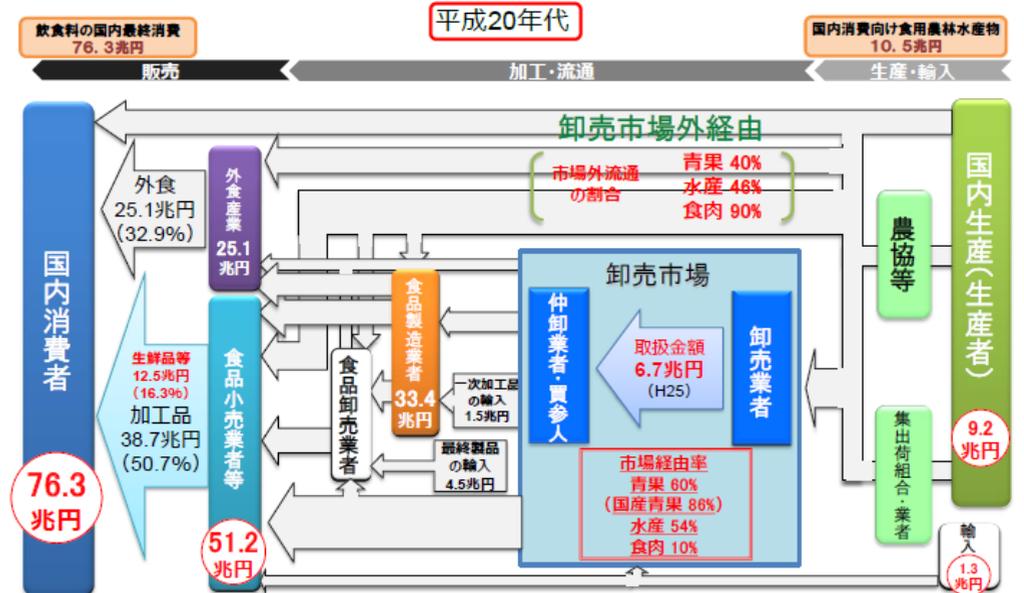
【物流の状況】

- ① 物流分野の労働力不足が顕在化
高齢化に伴いさらに労働力不足が深刻化
- ② トラック業界の長時間労働の短縮等の
要請の高まり

食品流通構造の変化



市場外流通の増大、生鮮品消費の減少



【論点整理②】 東京都中央卸売市場の現状と活性化に向けた取組

卸売市場の現状

【卸売市場経由率】

○青果、水産の市場経由率が平成元年以降20%以上低下
※花き、国産青果は70%台

【取扱数量等】

○水産、青果部門において、取扱数量は減少傾向
※大田青果のみ増加傾向

【市場業者経営状況】

○各部門において、仲卸業者数が長期的に減少

【財政収支(市場会計)】

○経常収支は、豊洲移転関連経費などの増によりH28決算以降赤字
○今後は、年間120~140億円程度の赤字で推移する見通し

卸売市場法改正への対応

○R2年6月の改正法施行に向け、条例改正準備会議にて市場関係者等に意見聴取
○多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう、基本的に規制は緩和する方向で対応

活性化に向けた取組

「活性化を考える会」における検討

【検討の視点】

卸売市場を取り巻く環境変化を踏まえ、その役割と機能を将来にわたり果たしていくための活性化や強固な財政基盤確保に向けた方策を検討

【検討課題(第1回資料より)】

- (1)各市場の特徴等に応じた活性化
- (2)市場会計の持続可能性確保に向けた取組
- (3)その他市場運営に関すること

【本会議における主な論点】

中央卸売市場の役割と機能

改正卸売市場法への対応

各場特徴や先進事例分析に基づいた活性化策

先端技術の活用による効率化

財政分析に基づいた経営改善策

市場整備の基本的方向

法改正等の環境変化を踏まえ、更なる活性化に向けて検討

【東京都卸売市場整備計画(第10次)における取組の方向性】

卸売市場として最低限求められる機能の確保

ミニマムスタンダードとしての統一的な取組

品質・衛生管理の確保
災害等の危機への対応
環境問題への対応
都民・消費者との交流や食に関する情報発信

健全かつ安定的・効率的な市場運営のための基盤づくり

市場の財政基盤の強化
公正な取引の確保及び手続きの簡素化
市場関係業者の経営基盤の強化
地方卸売市場への支援

時代の要請に応えるための取組

各市場における戦略的な機能強化

品質・衛生管理の高度化	多様なニーズへの対応
物流効率化・サービス水準向上、取引の電子化	輸出促進への取組
	情報力の活用等による取引の活性化

目次

第1章 卸売市場を取り巻く環境の変化

1 生産者（川上）の状況	3
2 実需者（川下）の状況	6
3 消費者の状況	10
4 物流の状況	14

第2章 卸売市場の現状

1 卸売市場経由率	17
2 部類別の取扱数量・金額等	
（1）【水産】取扱数量・金額	19
（2）【青果】取扱数量・金額	20
（3）【食肉】取扱数量・金額	21
（4）【花き】取扱金額	23
3 市場業者の状況	
（1）仲卸業者数	24
（2）仲卸業者の経営状況	25
4 中央卸売市場会計の仕組みと財政収支	
（1）中央卸売市場会計とは	26
（2）一般会計からの繰入金の状況	28
（3）使用料の現状	29
（4）平成29年度決算	30
（5）これまでの経常収支と償却前収支の推移	32
（6）これまでの資金収支の推移	33
（7）今後の財政収支見通しの前提	34
（8）今後の財政収支見通し（試算）	35

第3章 卸売市場法改正への対応

1 卸売市場法改正の概要	
（1）法改正の趣旨	38
（2）法改正のポイント	39
2 卸売市場法改正への対応	
（1）法改正を踏まえた条例改正に向けた検討	40
（2）条例改正準備会議における意見まとめ	41
（3）条例改正の方向性	42
（参考）条例改正により想定される取引イメージ	43

（参考）東京都中央卸売市場の概要

1 卸売市場の仕組み	45
2 卸売市場の役割・機能	46
3 東京都中央卸売市場の概要	47
4 都内中央卸売市場の変遷	48
5 組織体制	49

第1章 卸売市場を取り巻く環境の変化

1 生産者（川上）の状況①

国内生産力の低下

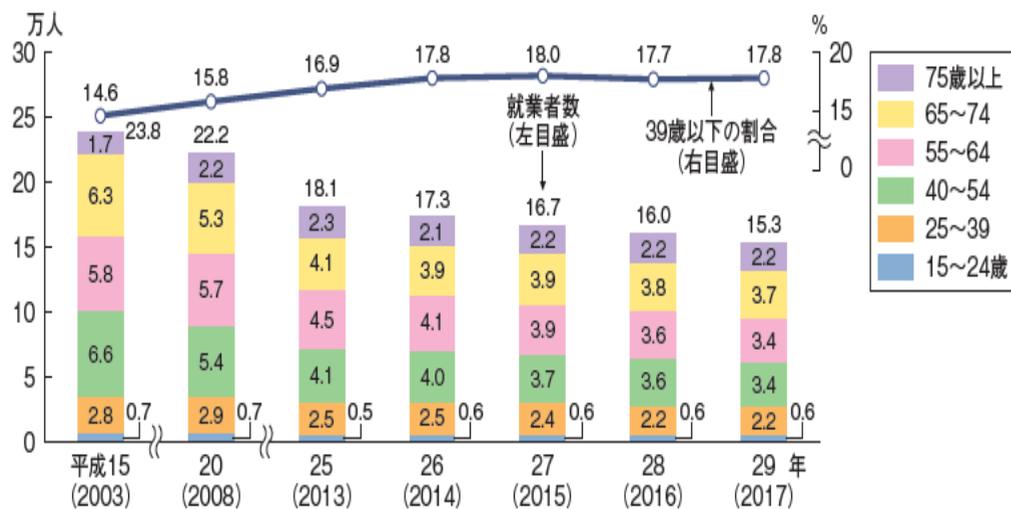
（水産物）

- 漁業就業者数は一貫して減少傾向。平成29年には前年から4%減少して15万3,490人となっている
- こうした中で、水産物の国内生産量は長期的に減少傾向。平成29年には、ピーク時である昭和59年の約34%

（農産物）

- 基幹的農業従事者の長期的な減少に加え、高齢化が進行
平成27年には65歳以上の従事者が約65%耕地面積も長期的に減少
- こうした中で、青果物の農業総産出額は長期的に減少傾向
平成26年には、ピーク時である昭和59年の約75%

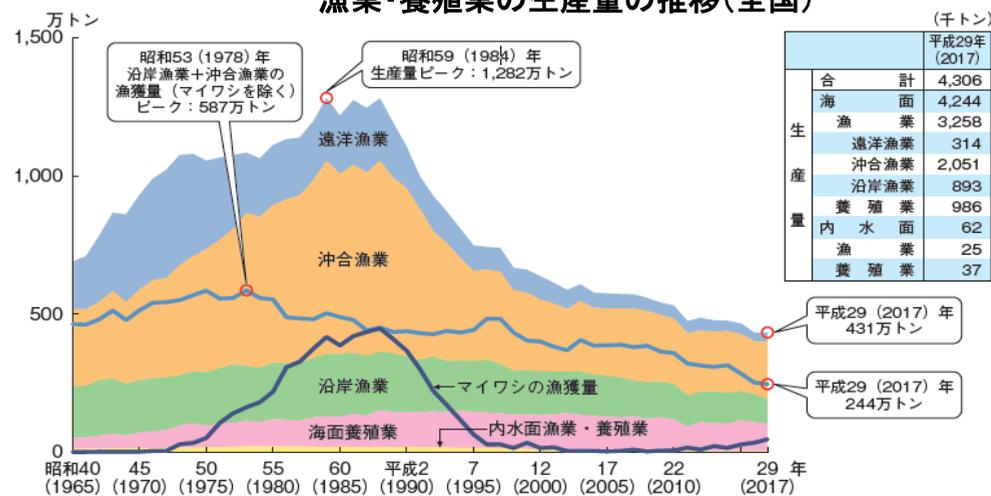
漁業就業者の推移（全国）



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成15（2003）年、20（2008）年及び25（2013）年）及び「漁業就業動向調査」（平成26（2014）～29（2017）年）
 注：1）「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
 2）平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。

資料：農林水産省「平成30年度水産白書」

漁業・養殖業の生産量の推移（全国）

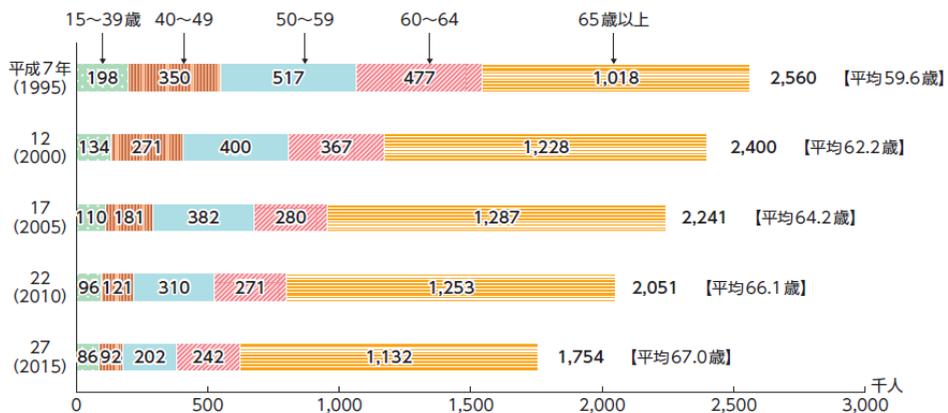


資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」
 注：1）平成19（2007）～22（2010）年については、漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は推計値である。
 2）内水面漁業生産量は、平成12（2000）年以前は全ての河川及び湖沼、平成13（2001）～15（2003）年は主要148河川128湖沼、平成16（2004）～20（2008）年は主要106河川124湖沼、平成21（2009）～25（2013）年は主要108河川124湖沼、平成26（2014）年～29（2017）年は主要112河川124湖沼の値である。平成13（2001）年以降の内水面養殖業生産量は、マス類、アユ、コイ及びウナギの4魚種の収穫量であり、平成19（2007）年以降の収穫量は、琵琶湖、豊ヶ浦及び北浦において養殖されたその他の収穫量を含む。
 3）平成18（2006）年以降の内水面漁業の生産量には、遊漁者による採捕は含まない。

資料：農林水産省「平成30年度水産白書」

1 生産者（川上）の状況②

年齢別基幹的農業従事者数の推移（全国）

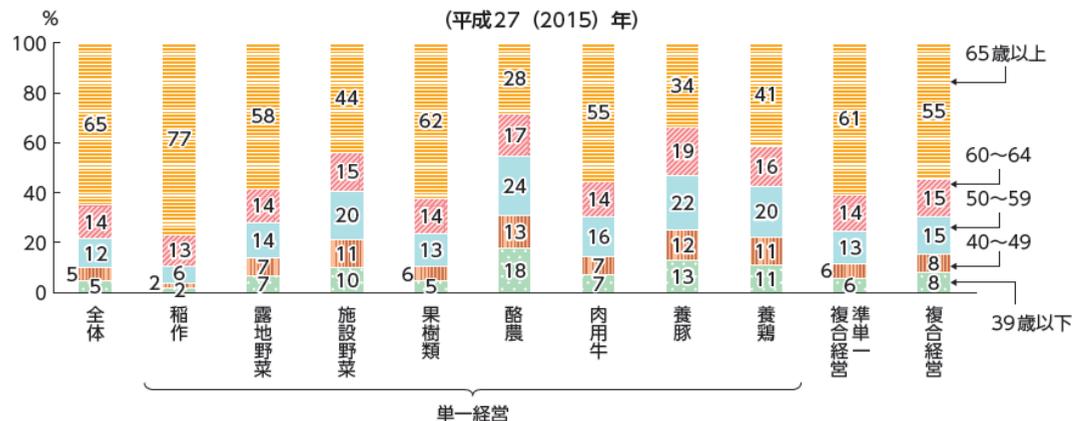


資料：農林水産省「農林業センサス」

基幹的農業従事者：農業就業者人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

資料：農林水産省「平成27年度食料・農業・農村白書」

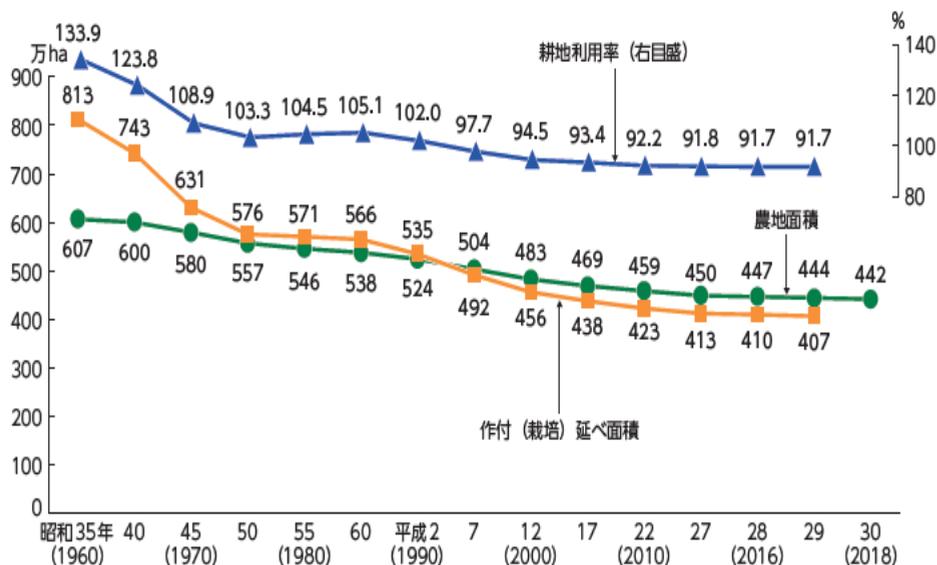
営農類型別基幹的農業従事者の年齢構成（全国）



資料：農林水産省「農林業センサス」

資料：農林水産省「平成27年度食料・農業・農村白書」

農地面積、作付(栽培)延べ面積、耕地利用率(全国)

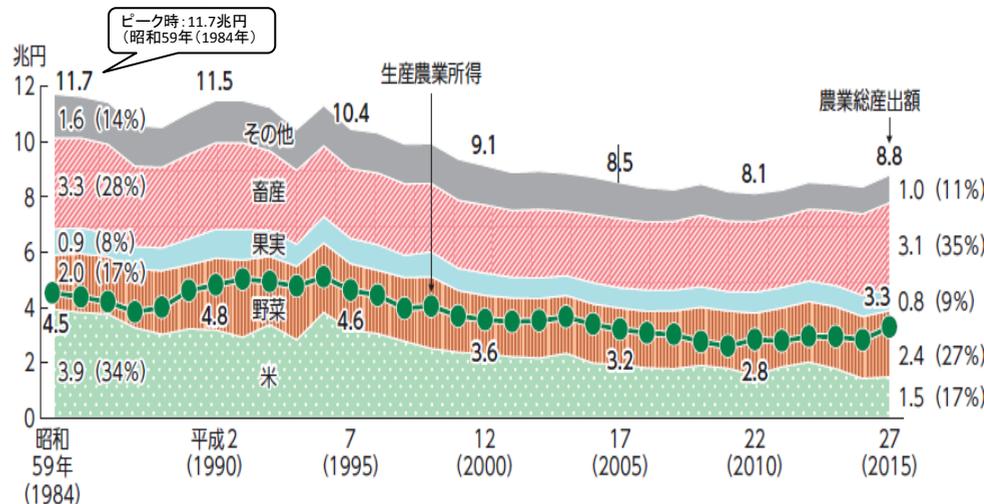


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率 (%) = 作付(栽培)延べ面積 ÷ 農地面積 × 100

資料：農林水産省「平成30年度食料・農業・農村白書」

農業総産出額及び生産農業所得の推移（全国）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物、加工農産物の合計

農業総産出額：農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したもの

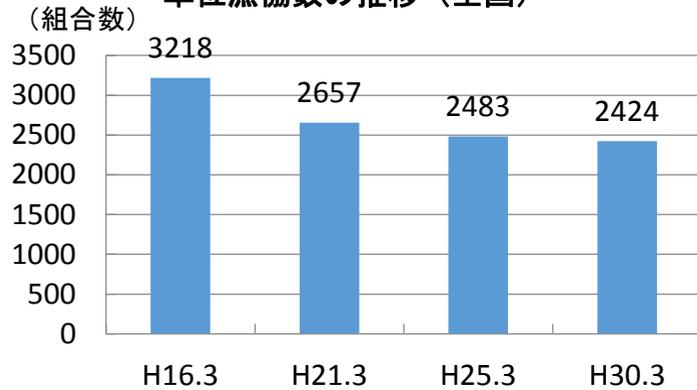
資料：農林水産省「平成30年度食料・農業・農村白書」

1 生産者（川上）の状況③

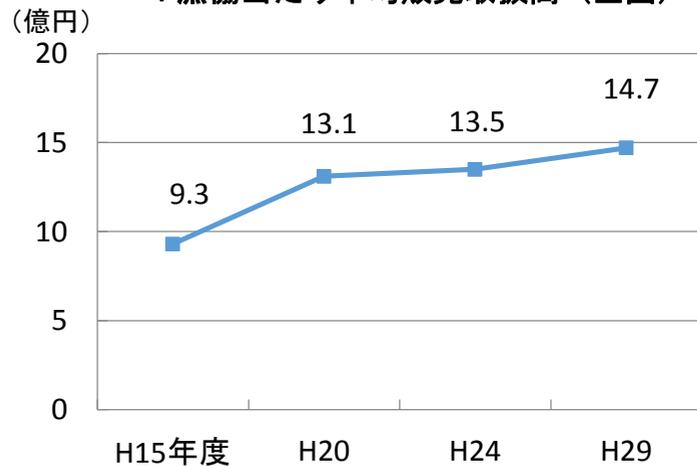
出荷団体の大型化・集約化

- 漁業協同組合については、平成15年度から平成29年度にかけて、単位漁協数が約2割減少する一方で、1組合当たりの平均販売取扱高は約1.5倍に拡大しており、大型化が進行
- 農業協同組合については、平成15年度から平成29年度にかけて、単位農協数が約4割減少する一方で、1組合当たりの平均販売取扱高は拡大しており、特に野菜の取扱高が約1.6倍になるなど、大型化が進行

単位漁協数の推移（全国）

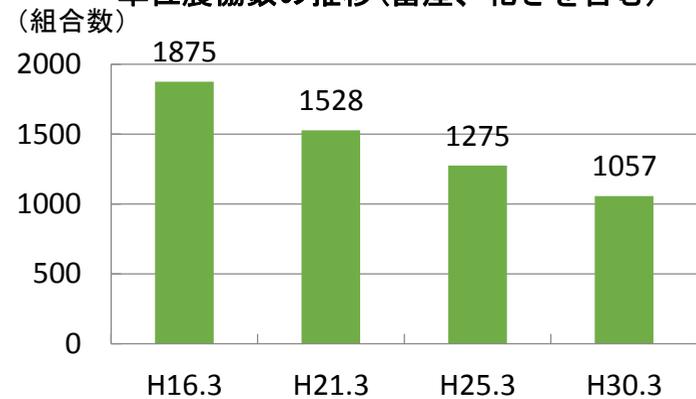


1漁協当たり平均販売取扱高（全国）

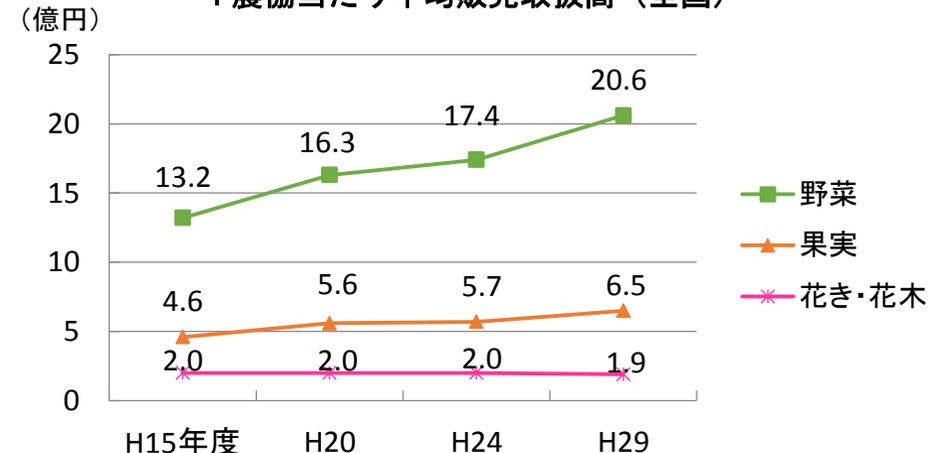


資料：水産庁「水産協同組合統計表」より作成

単位農協数の推移（畜産、花きを含む）（全国）



1農協当たり平均販売取扱高（全国）



資料：農林水産省経営局「農業協同組合等現在数統計」、「総合農協統計表」より作成
 注：単位農協数については、総合農協及び専門農協のうち一般農協、畜産農協、園芸特産農協の合計

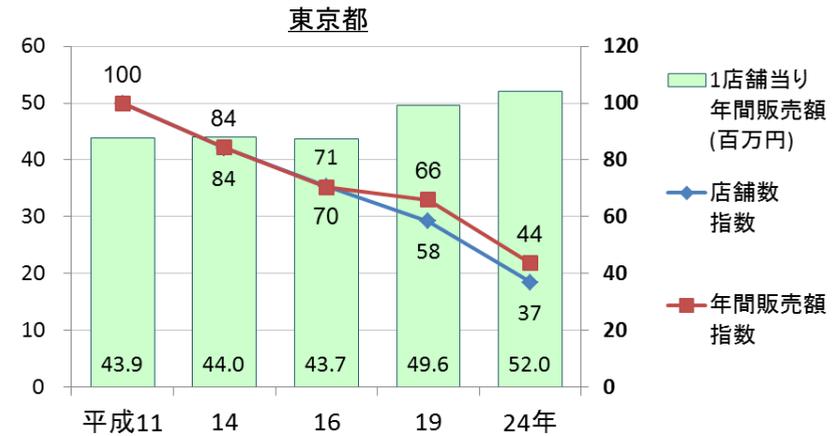
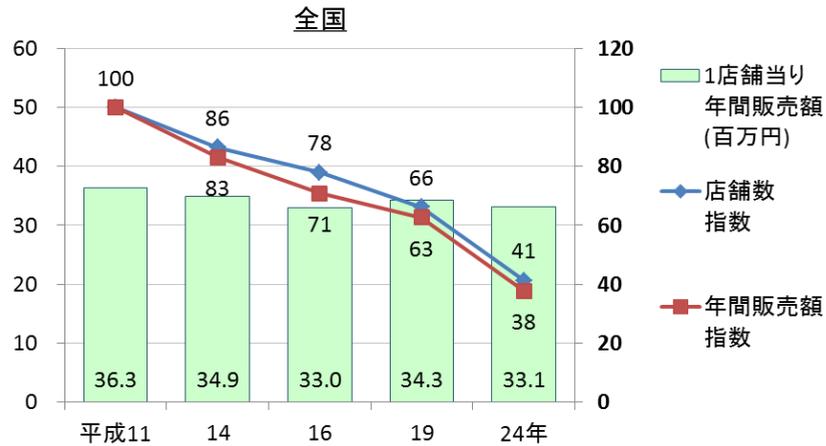
2 実需者（川下）の状況①

専門小売店の減少

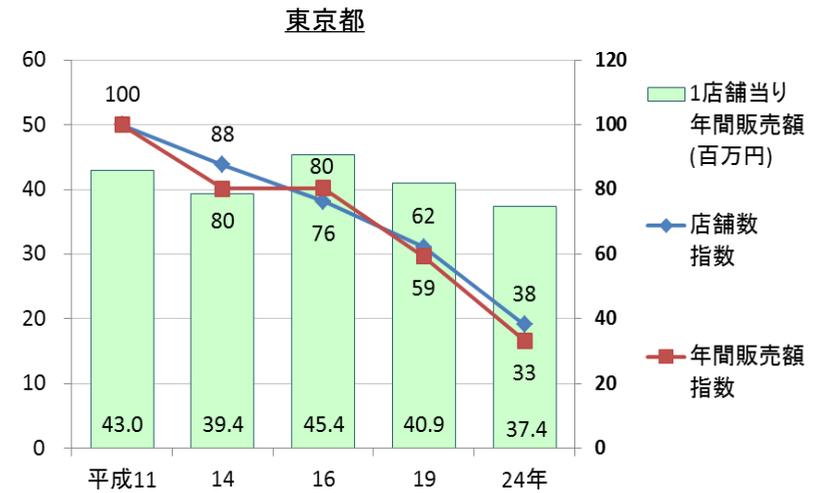
- 生鮮食料品（鮮魚、青果）の専門小売店の店舗数及び年間販売額は、全国、東京都とも、急激に減少
- 東京都においては、特に青果小売店の減少が拡大

専門小売店の店舗数と年間販売額

【鮮魚】



【青果】



資料：経済産業省「商業統計」より作成

資料：東京都総務局「商業統計調査」より作成

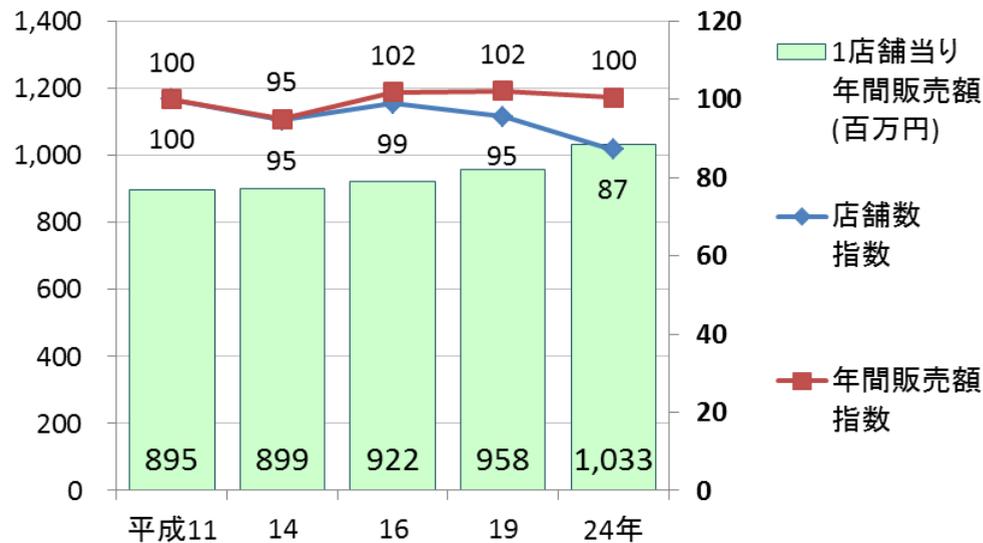
2 実需者（川下）の状況②

量販店の増加

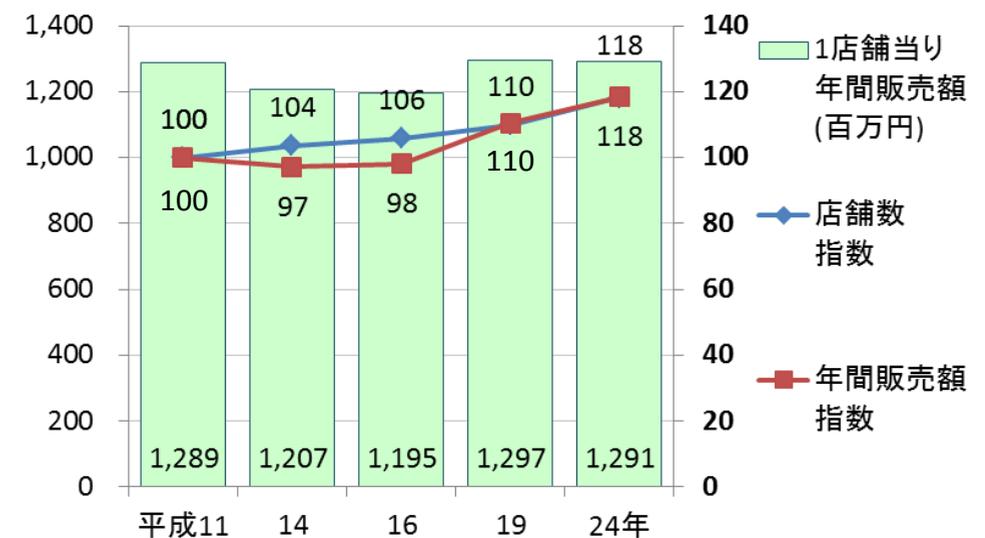
- 食料品専門スーパーの店舗数及び年間販売額は、全国では近年減少しているが、東京都では増加
- 1店舗当りの年間販売額は、全国と比較して東京都の方が高い

食料品専門スーパーの店舗数と年間販売額

全国



東京都



食料品専門スーパー：産業分類の飲食料品小売業に分類される商品売上が70%以上で、売場面積の50%以上がセルフサービス方式の事業所であり、かつ売場面積250㎡のもの

資料：東京都総務局「商業統計調査」より作成

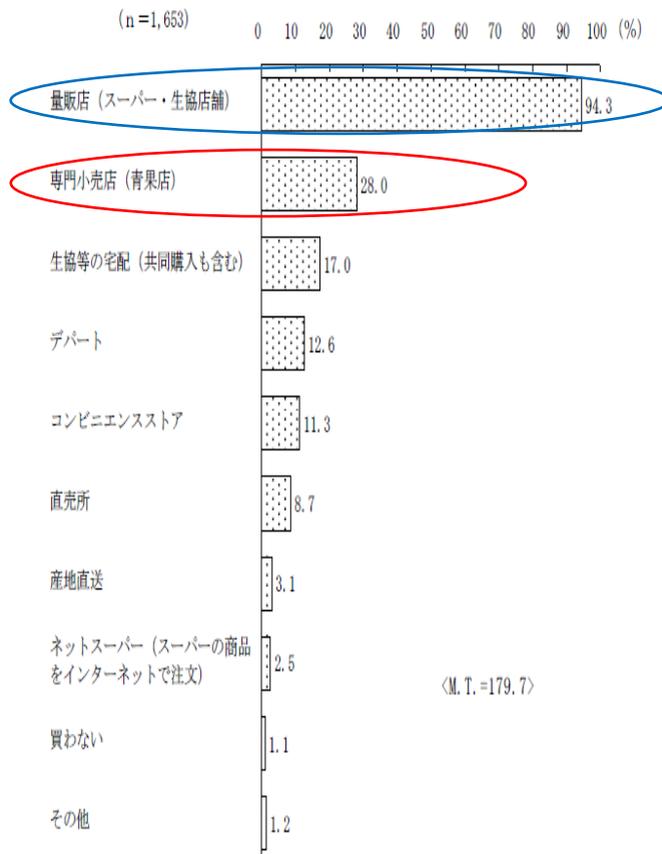
資料：経済産業省「商業統計」より作成

2 実需者（川下）の状況③

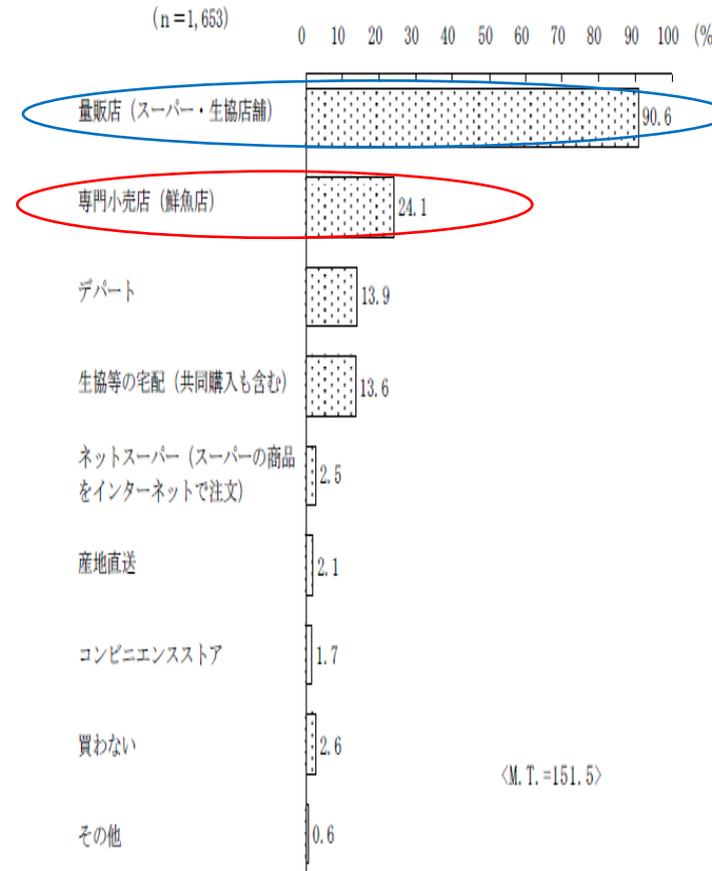
野菜・果物、魚介類、肉類の購入先

- 「食品の購買意識に関する世論調査」によると、野菜・果物、魚介類、肉類の購入先（複数回答）として、「量販店」を利用している割合は、いずれも90%以上
- 一方、「専門小売店」を利用している割合は、いずれも30%未満

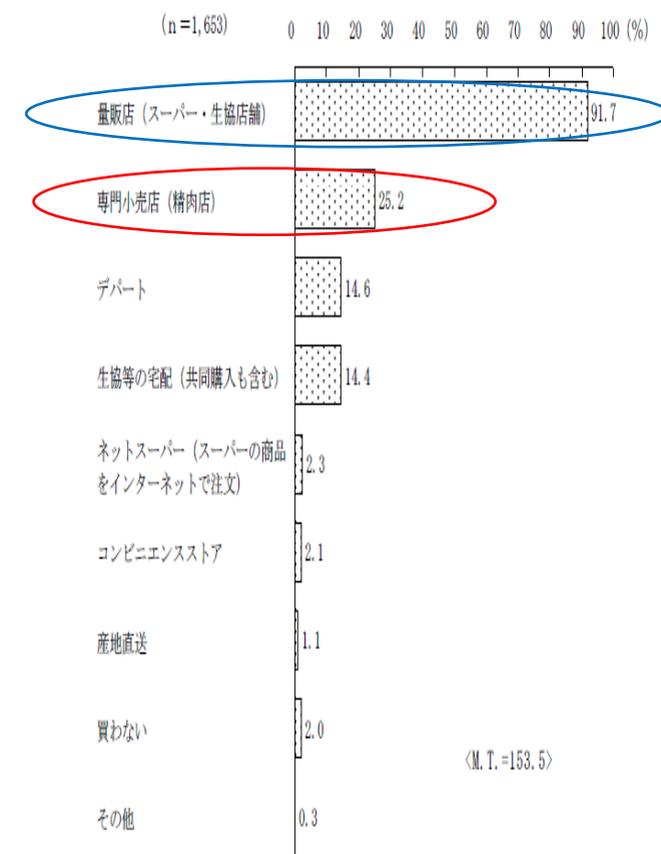
野菜・果物の購入先（東京都）



魚介類の購入先（東京都）



肉類の購入先（東京都）



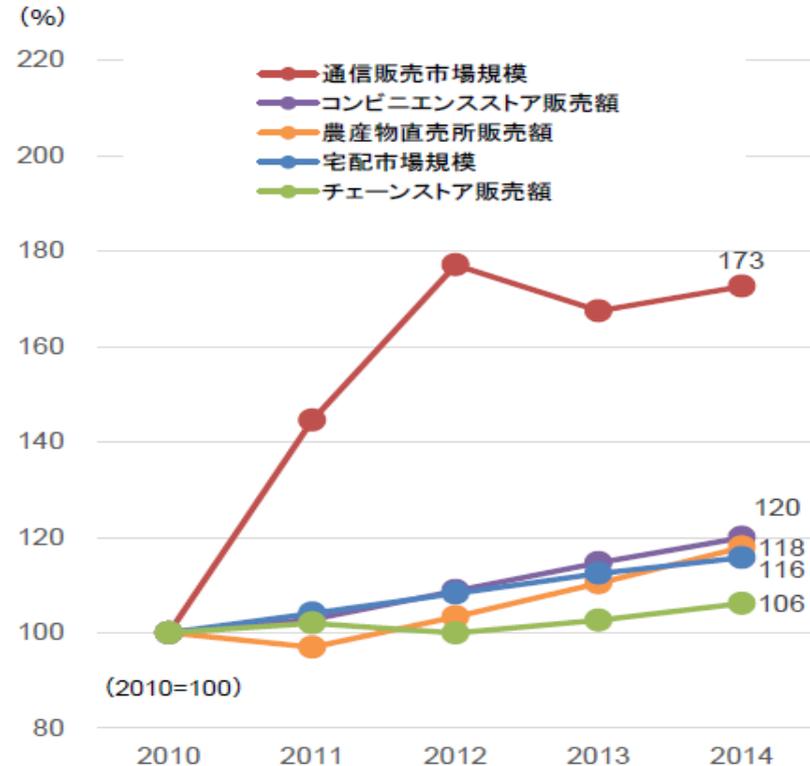
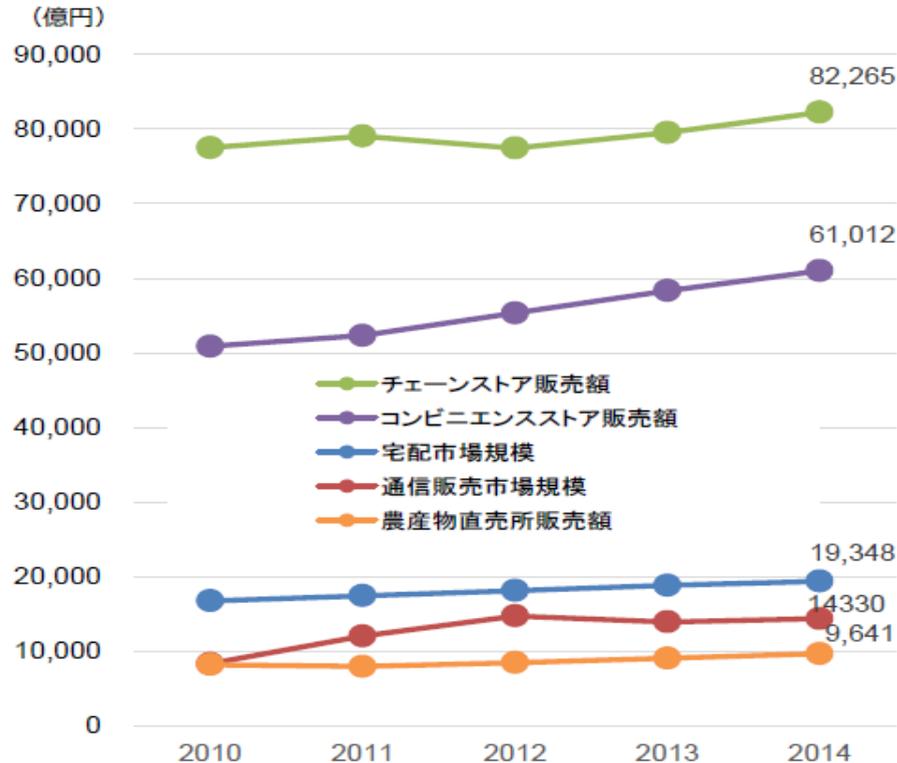
資料：東京都 平成27年10月調査「食品の購買意識に関する世論調査」

2 実需者（川下）の状況④

小売業態の多様化

○ 食品小売業において、近年、通販、コンビニ、直売、宅配などの多様な流通形態が伸長

食品の業態別販売額・市場規模の推移（全国）



（出典）宅配：矢野経済研究所「食品宅配市場の展望と戦略」、チェーンストア：日本チェーンストア協会「チェーンストア販売統計」、コンビニエンスストア：日本フランチャイズチェーン協会「コンビニエンスストア統計」、通信販売：日本通信販売協会「通信販売企業実態調査報告書」、農産物直売所：農林水産省「6次産業化総合調査」※2014年度は推計値

注 上記グラフは、（出典）に記載した各団体等の調査を基礎に作成されたものであり、販売額等には重複がある。それぞれの販売額等は、以下のとおりである。

- ・チェーンストア販売額……………日本チェーンストア協会に加盟する会員企業の総販売額を集計したもの
- ・コンビニエンスストア販売額……日本フランチャイズチェーン協会の正会員の販売額を集計したもの
- ・宅配市場規模……………①～⑩の宅配サービスで日用品、雑貨を除く食品群のみを対象とした事業者売上高を集計したもの
 - ①在宅配食サービス、②惣菜（食材）宅配サービス、③宅配ピザ、④宅配寿司、⑤外食チェーン・ファストフード宅配、⑥牛乳宅配、⑦生協の個配サービス、⑧ネットスーパー宅配、⑨コンビニエンスストア宅配、⑩自然派食品宅配
- ・通信販売市場規模……………公益社団法人日本通信販売協会の会員企業の集計に、有力非会員企業の売上高（推計）を加えて集計したもの

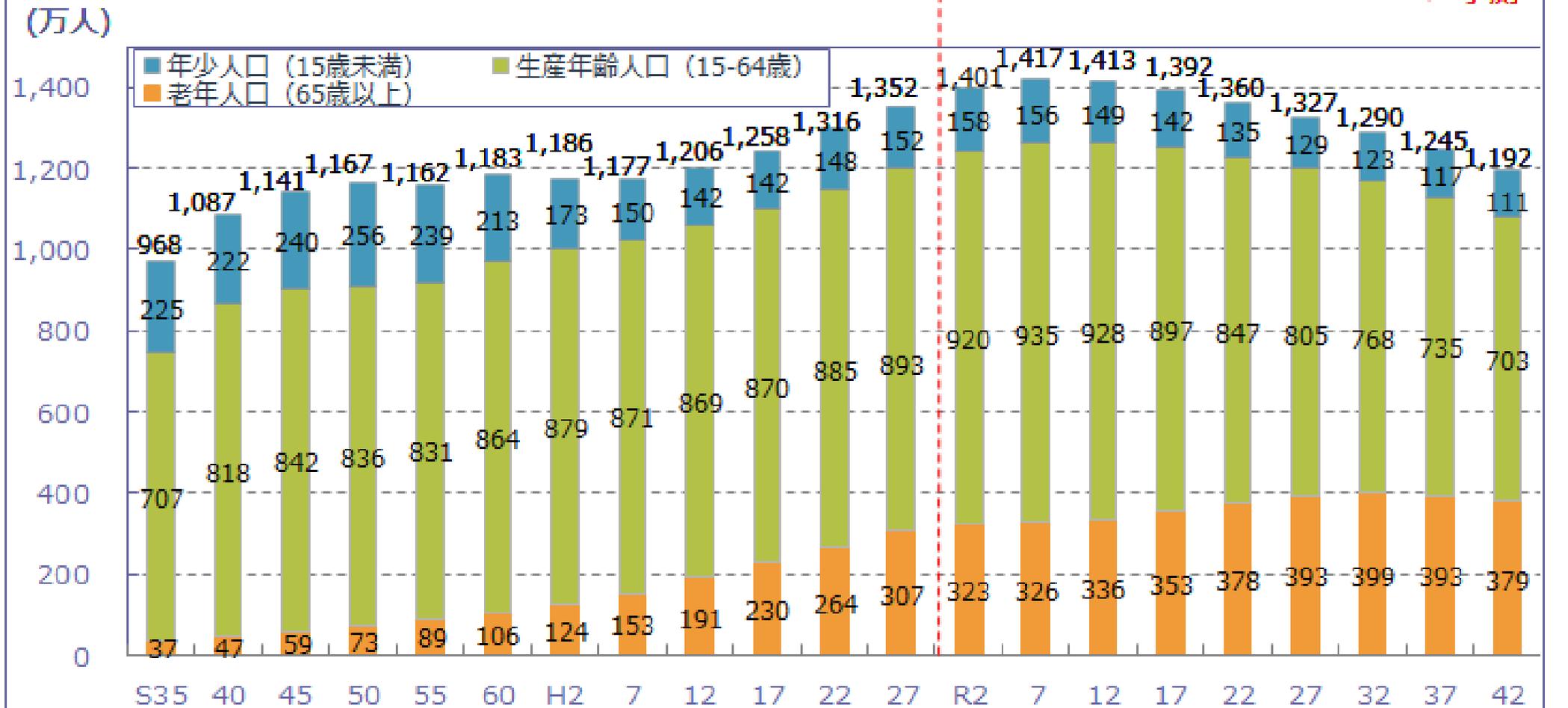
資料：農林水産省「卸売市場を含めた流通構造について」（2017年10月）

3 消費者の状況①

東京都の人口の推移

- 東京都の人口は、令和7年（2025年）の1417万人をピークに減少し、2060年には1192万人に減じる見込
- 2015年の人口を1とした場合の、2060年推計人口：0.88

〈東京都の人口の将来推計（年齢3区分別人口）〉

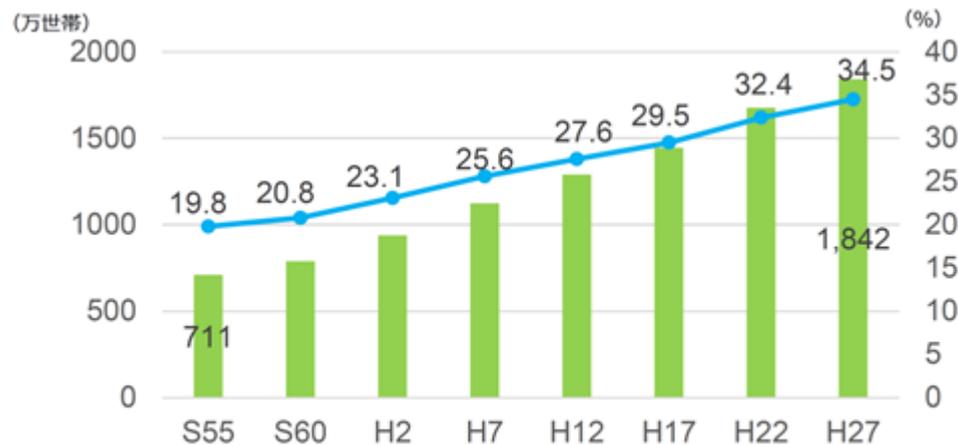


3 消費者の状況②

単身世帯の増加

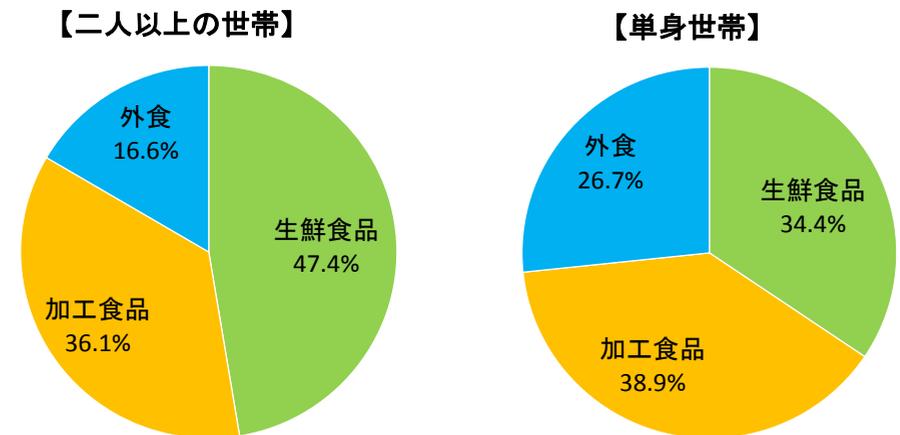
- 単身世帯数及び総世帯数に占める単身世帯の割合が増加しているとともに、単身世帯は二人以上の世帯に比べて加工食品及び外食の支出割合が大きく、弁当、総菜などの中食や外食、加工食品等の需要が高まっている

単身世帯数及び総世帯数に占める単身世帯の割合の推移(全国)



注：1) 国勢調査における「単独世帯」を「単身世帯」と表記
2) 昭和55年から平成17年までは旧家族類型 資料：総務省「国勢調査」

二人以上の世帯、単身世帯の食料支出割合(平成30年度)



注：生鮮食品は、穀類、魚介類、肉類、乳卵類、野菜・海藻、果物の合計。
加工食品は、油脂・調味料、菓子類、調理食品、飲料、酒類の合計。

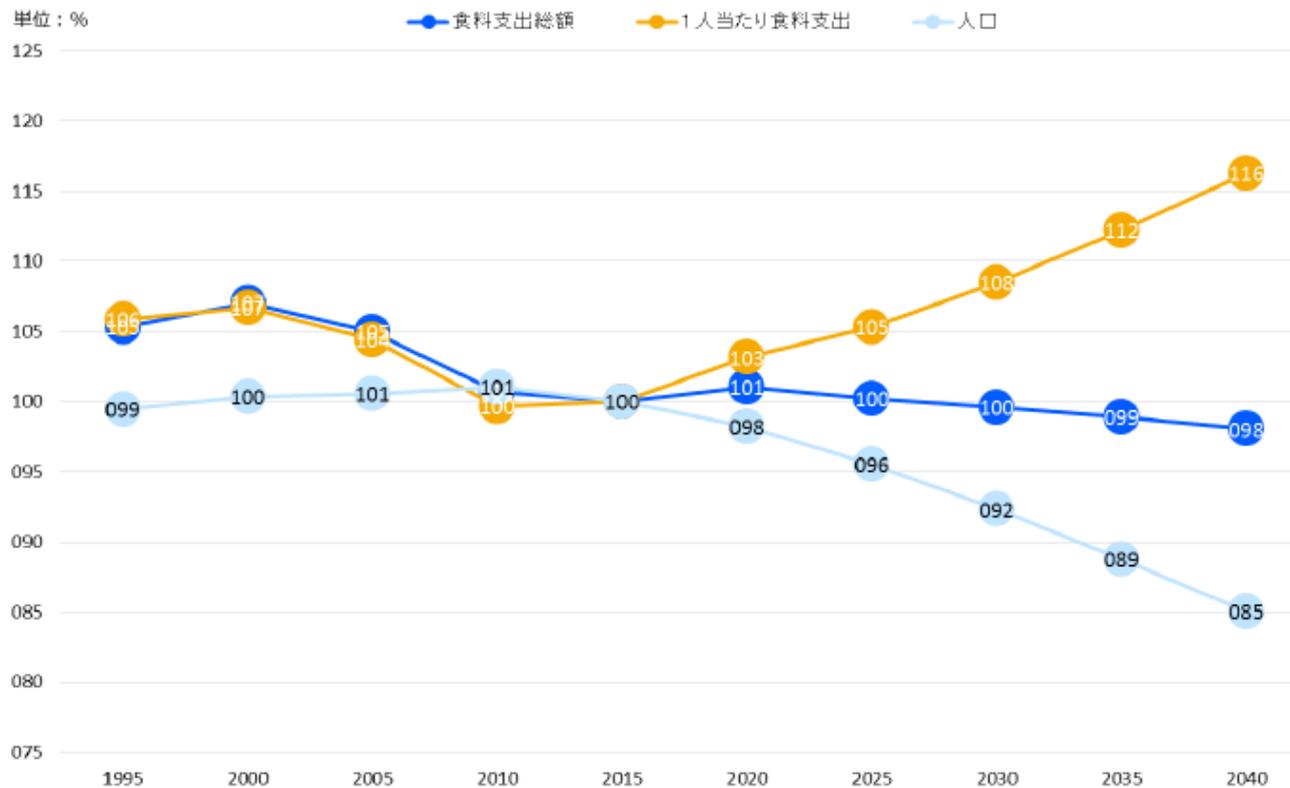
資料：総務省「家計調査」

3 消費者の状況③

食料支出の見通し

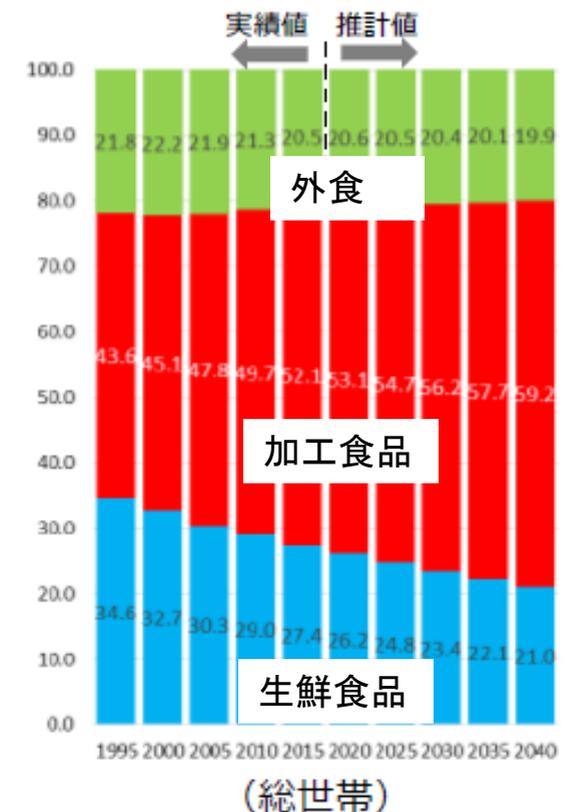
- 今後、人口の減少が見込まれる中、単身世帯や共働き世帯の増加に伴い、食の外部化が一層進むと見込まれている。そのため、食料需要は加工食品にシフトし、1人当たりの食料支出は増加していくとの見通し
- 食料支出総額は、人口の減少が1人当たりの食料支出の増加を相殺し、長期的には減少すると見通されている

食料支出額、1人当たり食料支出の将来推計



注: 1. 2015年までは、家計調査、全国消費実態調査等より計算した実績値で、2020年以降は推計値。
2. 2015年価格による実質値。

国内消費に占める生鮮・加工・外食の割合の将来推計



資料：農林水産省「我が国の食料消費の将来推計」（2019年版）

3 消費者の状況④

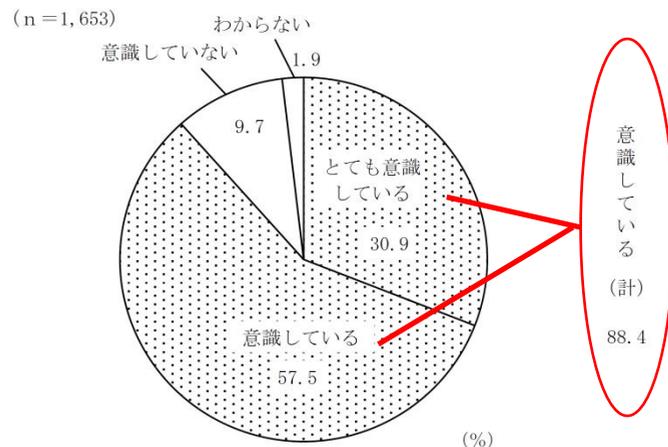
食の安全・安心に対する意識の高まり

- 近年、産地偽装や食品事故等、消費者の食への信頼を揺るがす事案が発生していることなどを背景に、消費者の食の安全・安心に対する意識が高まっている
- 「食品の購買意識に関する世論調査」によると、生鮮食料品購入の際の安全性への意識は、「意識している」88.4%
- 生鮮食料品を購入する際の食の安全・安心に関する意識の変化があったかは、「以前より気にするようになった」は「産地」が52%で最も多く、「鮮度・消費期限」が43%、「価格」が38%の順となっている

生鮮食料品購入の際の安全性への意識（東京都）

（全員に）

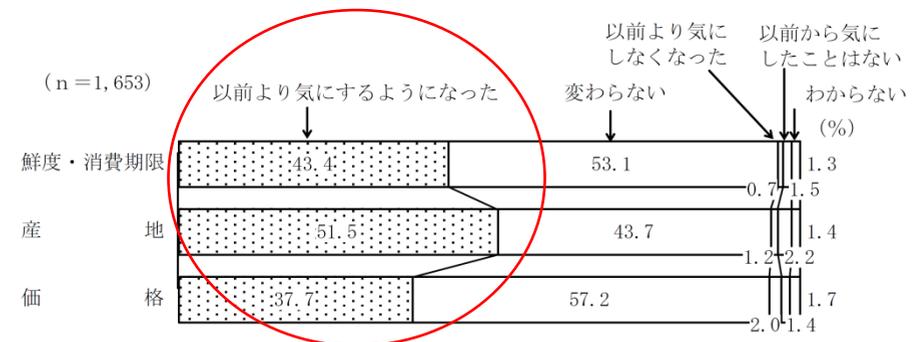
Q13 生鮮食料品を購入するときに、安全性についてどの程度意識していますか。この中から1つだけお答えください。



（注）『意識している (計)』は「とても意識している」「意識している」の合計

（全員に）

Q14 生鮮食料品を購入するとき、ここ数年で食の安全・安心に関する意識の変化はありましたか。(1)～(3)のそれぞれについて、あてはまるものを1つずつお答えください。



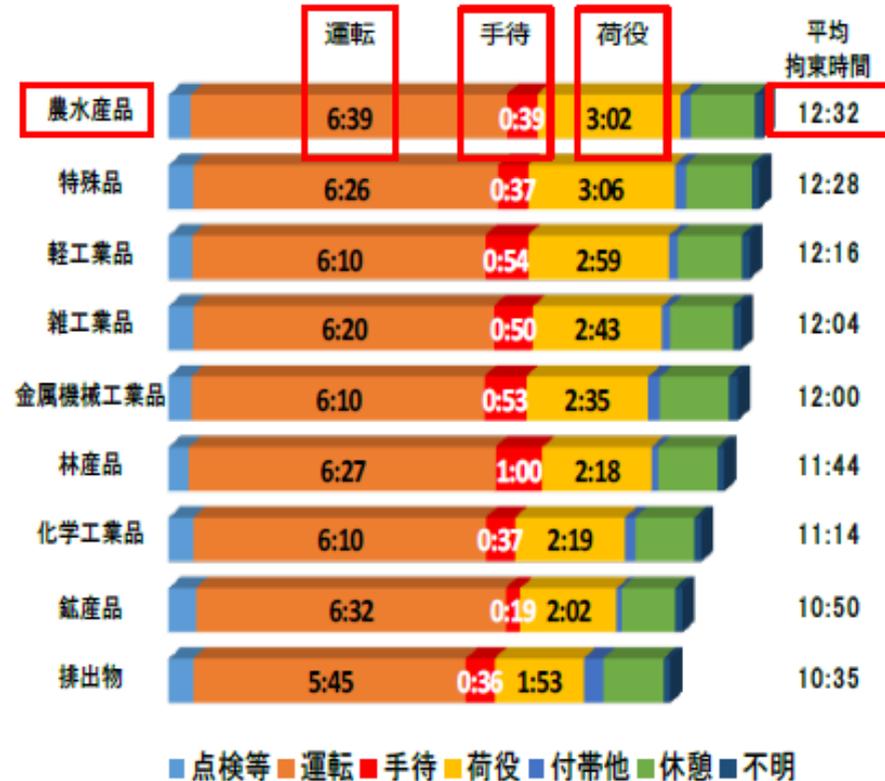
資料：東京都 平成27年10月調査「食品の購買意識に関する世論調査」

4 物流の状況①

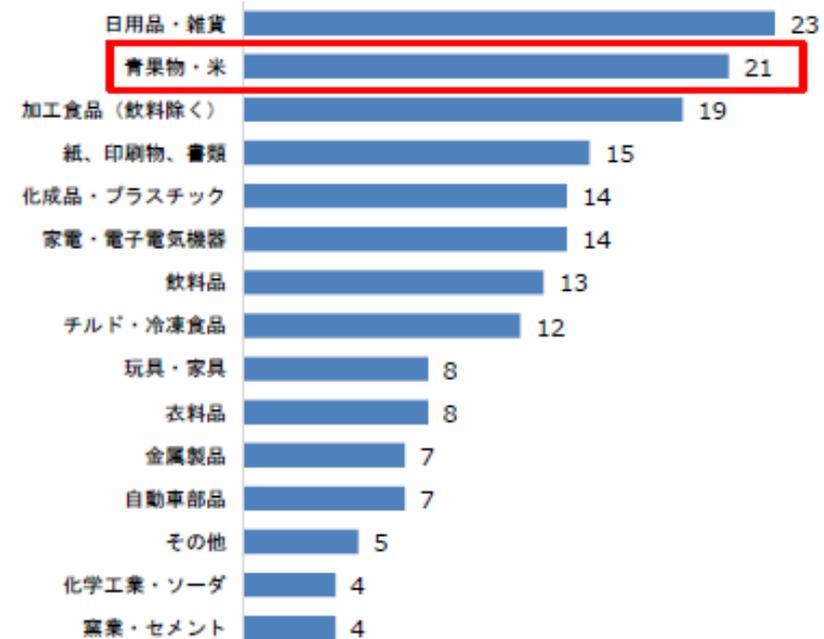
食品の物流

- 食品の物流の大部分がトラックにより輸送されているが、トラック業界は深刻な人手不足
長時間労働の短縮等の要請が高まっている
- 食品の物流は、長距離輸送と出荷・荷降ろし待ちによる「長時間の拘束」、手積み・手降ろし等の「荷役作業」品質
管理、多頻度納入等の「運行管理」等が、ドライバーに大きな負担

■ 輸送品類別 拘束時間の内訳



■ 手荷役作業の多い品目



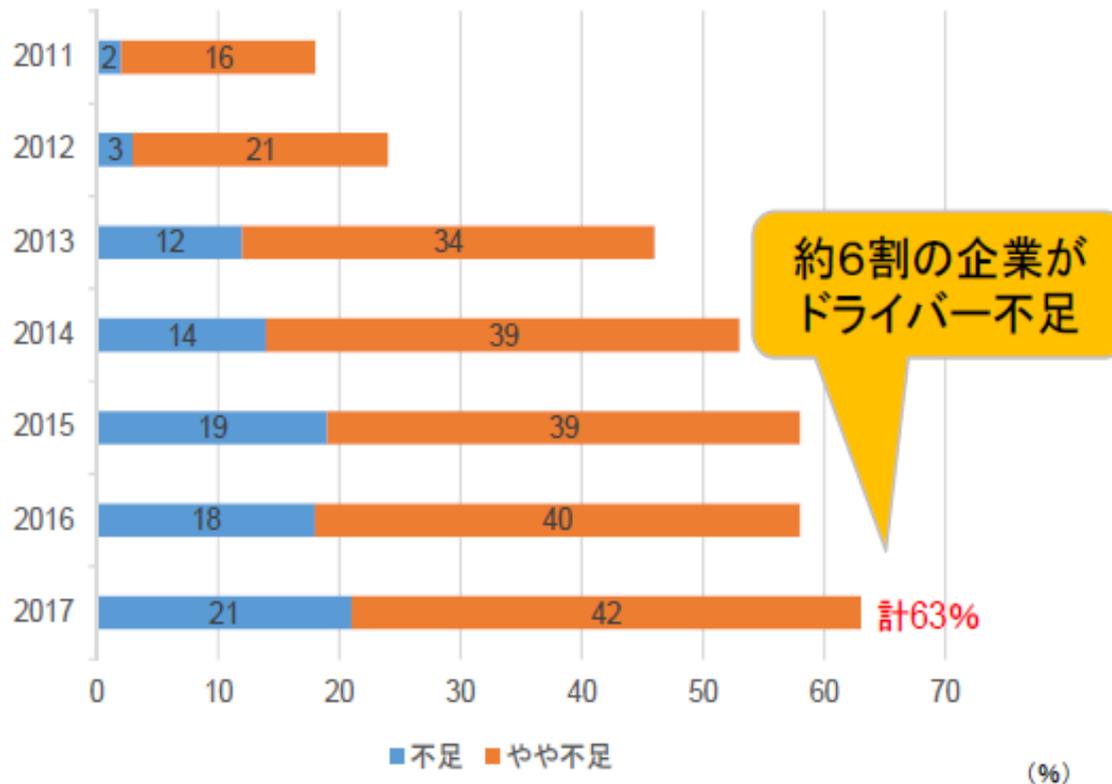
資料：農林水産省「卸売市場を含めた流通構造について」（2018年10月）

4 物流の状況②

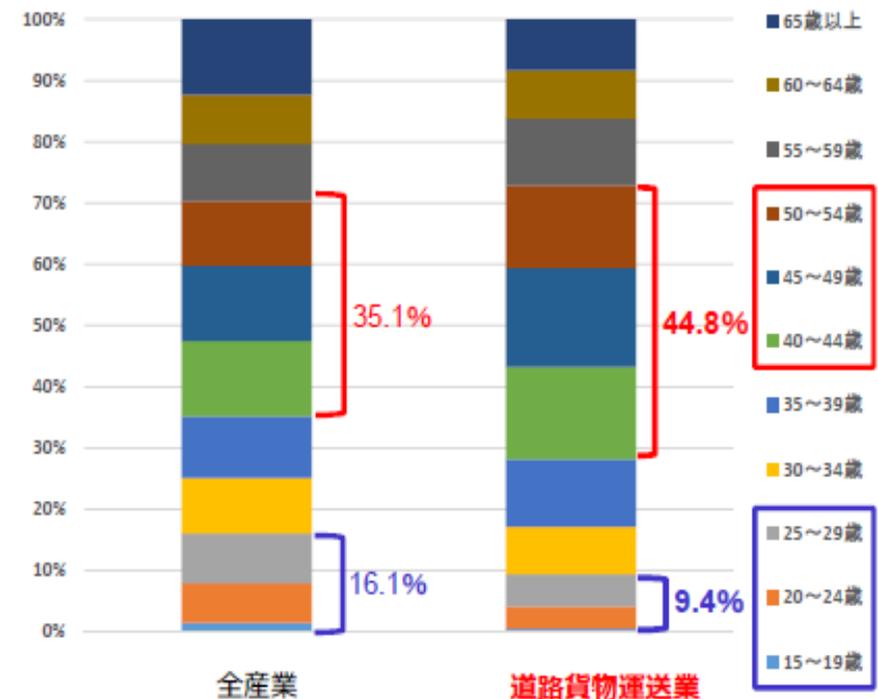
トラックドライバーの現状

- 近年、物流分野の労働力不足が顕在化しており、トラックドライバーが不足していると感じている企業は増加傾向
- トラック業界で働く人のうち、約44%は40～54歳、一方、29歳以下の若年層は全体の10%以下
中高年層の依存度が強いトラック運転手等については、中高年層の退職に伴い、今後、深刻な労働力不足に陥るおそれ

トラックドライバーが不足していると感じている企業の割合



【就業者の年齢構成】（総務省「労働力調査」(H29)）



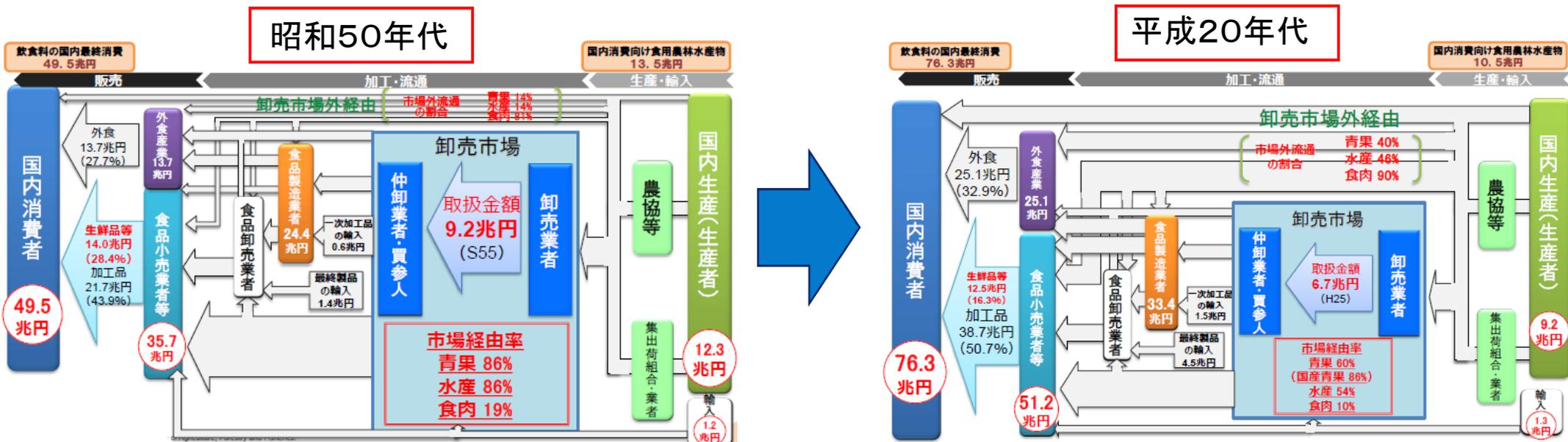
資料：国土交通省「物流を取り巻く現状について」（2018年10月）

第2章 卸売市場の現状

1 卸売市場経由率①

食品の流通構造の変化

- 最終消費の形態における生鮮品の割合は低下
- 昭和50年代は、卸売市場流通が支配的なシェアだったが、現在は、市場取引のほか、産直取引、契約栽培、直売所、ネット通販など、多様な流通が行われており、また、市場取引の内容も実際に卸売市場に商品を持ち込まず（商物一致の例外）市場の代金決済のみを利用するものもあるなど、大きく変化



- ・最終消費における生鮮品割合の低下
- ・市場外取引の増大

資料：農林水産省「卸売市場を含めた流通構造について」（2017年10月）

1 卸売市場経由率②

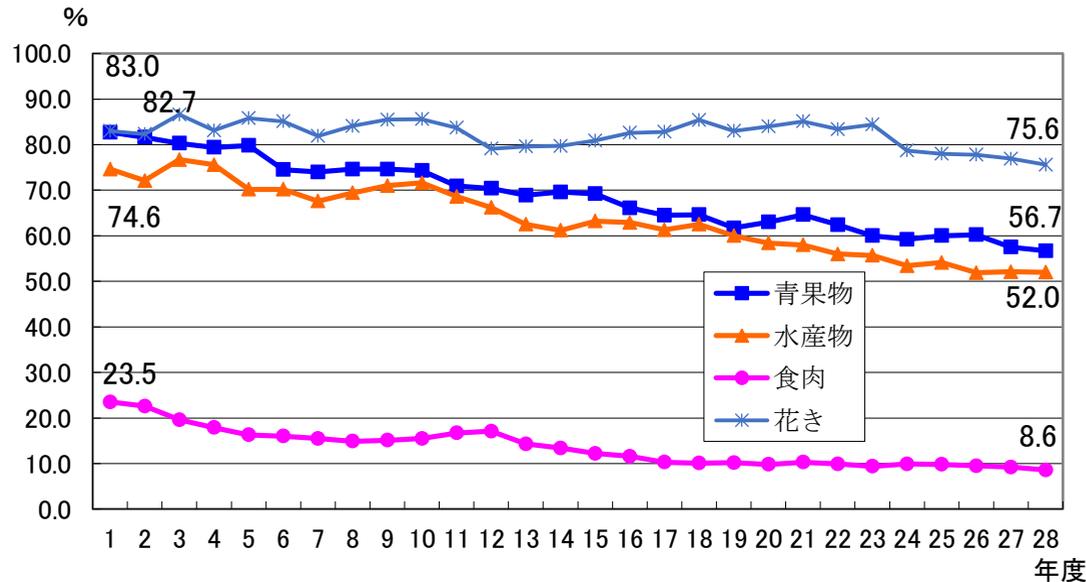
卸売市場経由率

- 青果物及び水産物の市場経由率は、平成元年から平成28年までに20%以上低下
- ただし、国産青果物は、平成20年度以降も約80%を維持
- 花きについても、約80%を維持

＜市場経由率の主な減少理由＞

- 産地と実需者の直接取引やインターネットを利用した直販、産地直販所による販売など、生鮮食料品等の流通チャンネルが多元化
- 加工品を含めた生鮮食料品等の輸入量が長期的に増加（冷凍品、果汁等の輸入は市場外の直接取引が多い）

卸売市場経由率の推移（重量ベース（花きは金額）、推計）（全国）



資料：農林水産省「卸売市場データ集」より作成

国産青果物の卸売市場経由率の推移（全国）

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
青果	88.1%	87.7%	87.4%	85.9%	85.1%	85.8%	84.4%	81.2%	79.5%

資料：農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

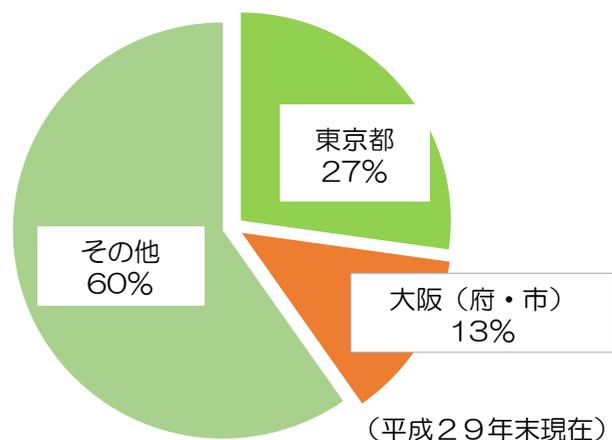
資料：農林水産省「卸売市場データ集」

2 部類別の取扱数量・金額等

(1) 【水産】取扱数量・金額

- 水産物を取り扱っている中央卸売市場は、全国に34市場存在する
全国の中央卸売市場取扱数量に占める東京都中央卸売市場（3市場）の割合は27%
- 取扱数量は各市場ともに長期的に減少傾向

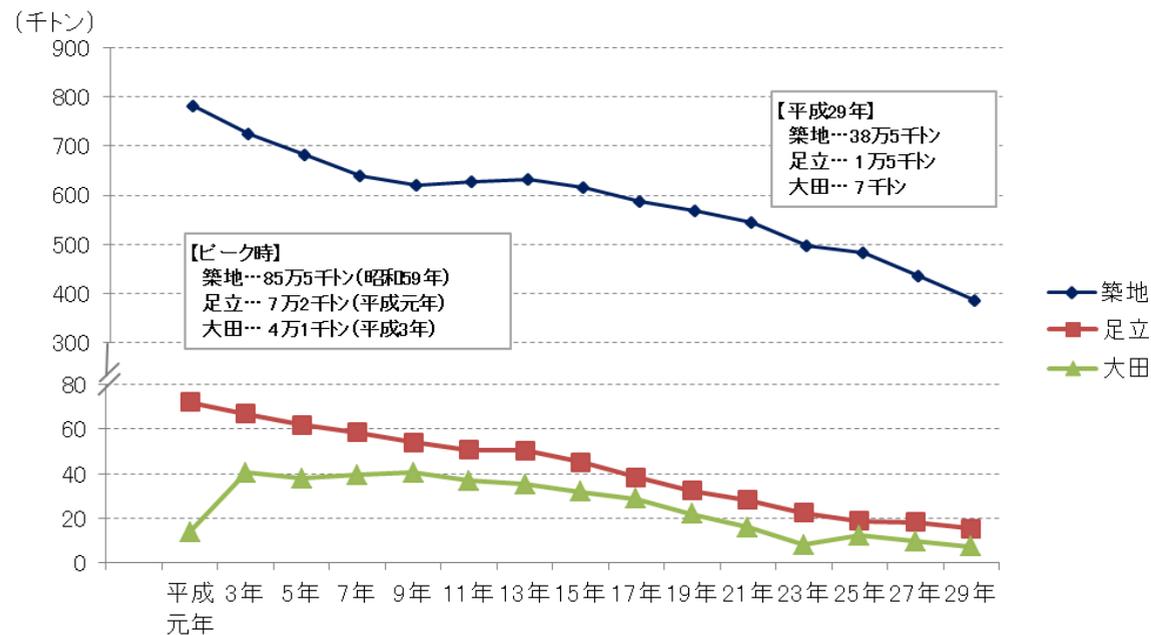
1 全国の中央卸売市場取扱数量に占める東京都中央卸売市場の割合



資料：東京都中央卸売市場年報
農林水産省「卸売市場データ集」より作成

※各市場のデータはホームページ等より取得

2 東京都中央卸売市場における取扱数量の推移（水産）



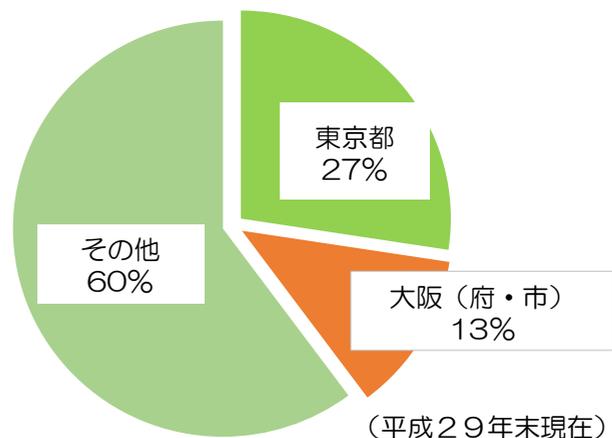
資料：東京都中央卸売市場年報より作成

2 部類別の取扱数量・金額等

(2) 【青果】取扱数量・金額

- 平成元年から平成29年にかけて、大田市場のみ取扱数量が長期的に増加傾向となっている
- その他市場については、減少傾向となっており、同期間における減少率は、世田谷市場が約69%と最も大きく、続いて北足立市場が約54%、豊島市場が約49%となっている

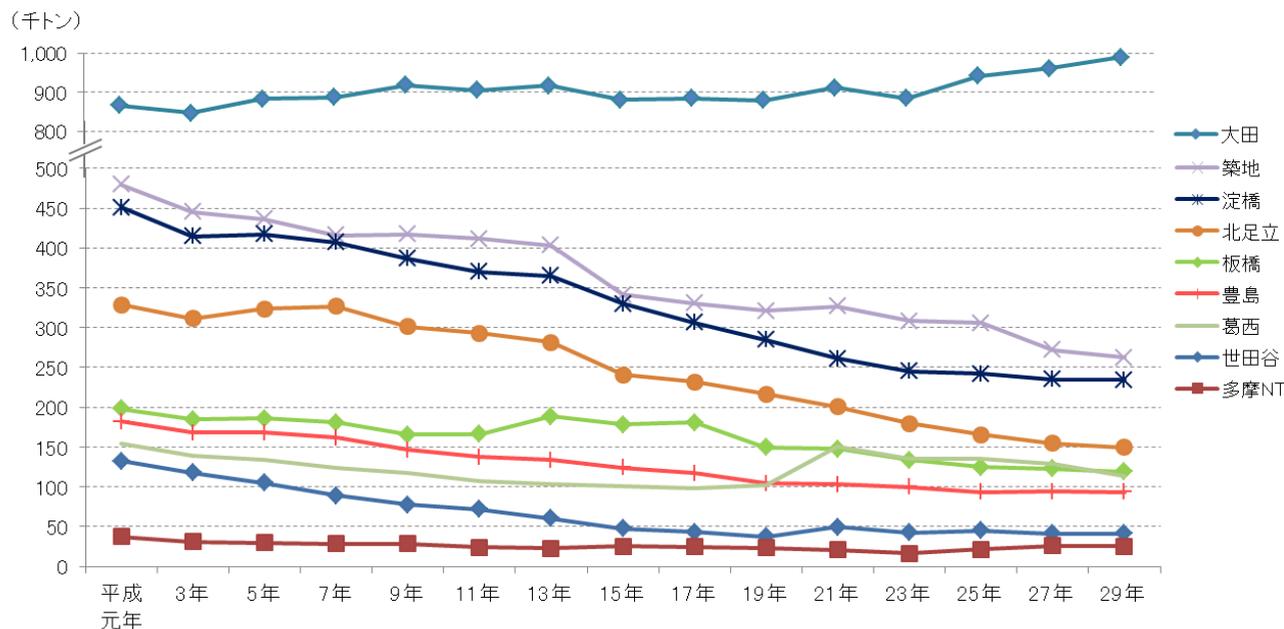
1 全国の中央卸売市場取扱数量に占める東京都中央卸売市場の割合



資料：東京都中央卸売市場年報
農林水産省「卸売市場データ集」より作成

※各市場のデータはホームページ等より取得

2 東京都中央卸売市場における市場別取扱数量の推移（青果）



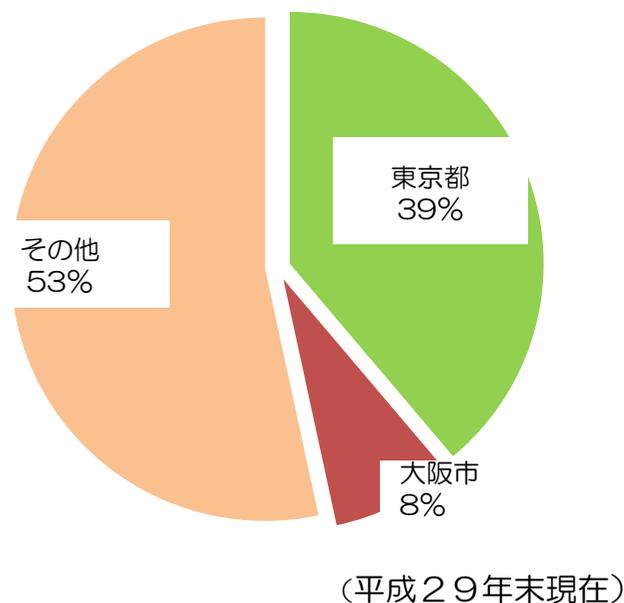
資料：東京都中央卸売市場年報より作成

2 部類別の取扱数量・金額等

(3) 【食肉】取扱数量・金額①

- 食肉市場の年間取扱数量は78,259トンとなっており、全国に10市場存在する他都市の市場に比べて非常に多い
- 食肉市場の年間取扱量の内訳は、牛が79%、豚が21%で、その他はほとんど取り扱っていない
- 全国の中央卸売市場取扱数量に占める東京都中央卸売市場（1市場）の割合は39%と大きな割合を占めている

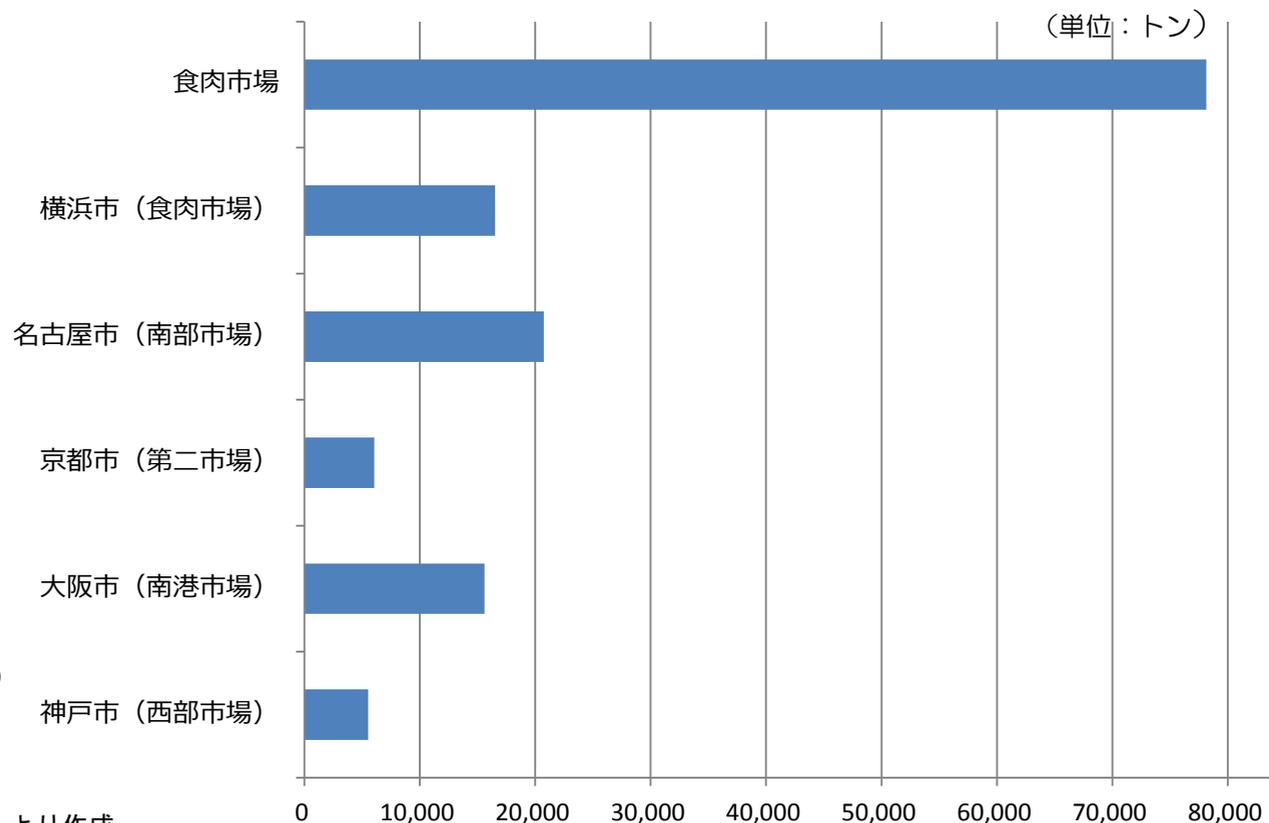
1 全国の中央卸売市場取扱数量に占める
東京都中央卸売市場の割合



資料：東京都中央卸売市場年報
農林水産省「卸売市場データ集」より作成

※各市場のデータはホームページ等より取得

2 全国の主要な中央卸売市場の取扱数量（平成29年度）



2 部類別の取扱数量・金額等

(3) 【食肉】取扱数量・金額②

《牛肉》

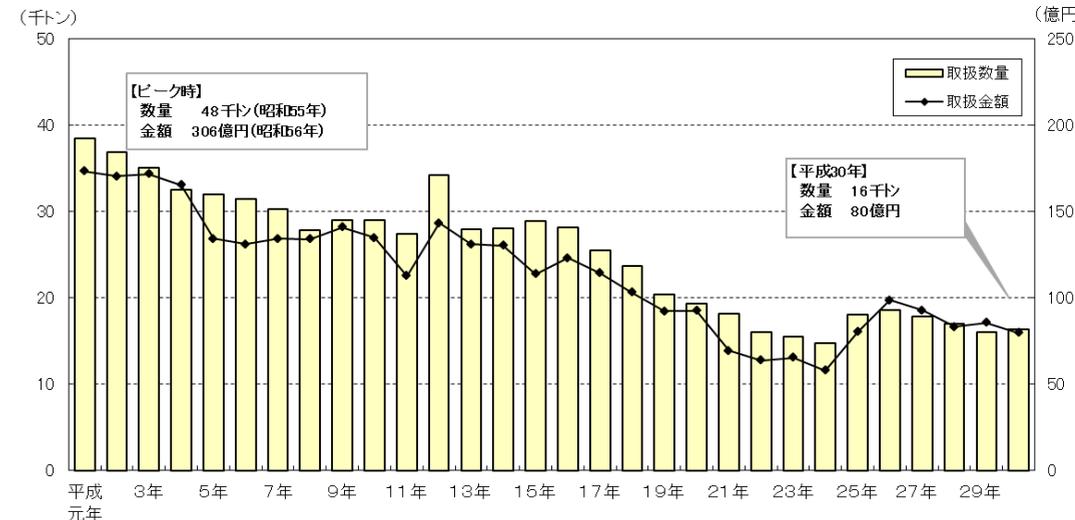
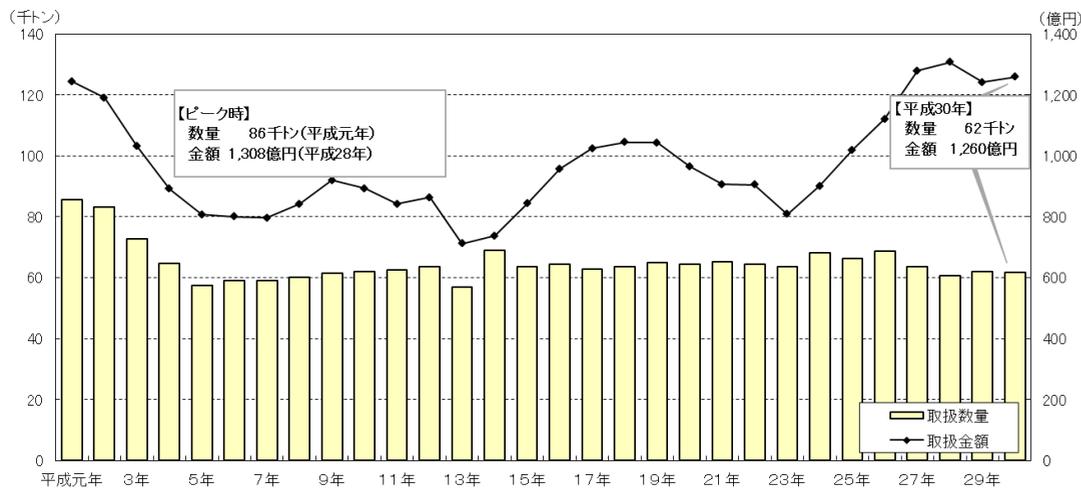
- 平成3年から輸入自由化が実施され、食肉市場での輸入牛肉の取扱いが大幅に減少
- 平成13年には国内でのBSE（牛海綿状脳症）発生による需要の減少から、取扱数量・金額ともに低下したが、平成15年以降、アメリカでのBSE発生に伴う輸入牛肉の品薄から、高値での推移へと転じた
- その後、輸入再開や低価格志向などにより、平成20年から平成23年にかけて取扱金額が減少したが、その後は増加

《豚肉》

- 豚肉については、国内生産量の減少、産地食肉センター等による産地でのと畜の増加及び輸送コストの増大等による影響を受け、取扱数量は長期的に減少傾向

3 東京都中央卸売市場における取扱数量及び金額の推移（牛肉）

4 東京都中央卸売市場における取扱数量及び金額の推移（豚肉）



資料：東京都中央卸売市場年報より作成

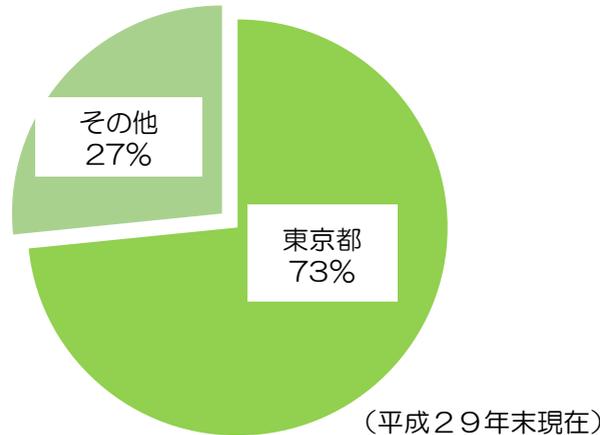
2 部類別の取扱数量・金額等

(4) 【花き】取扱金額

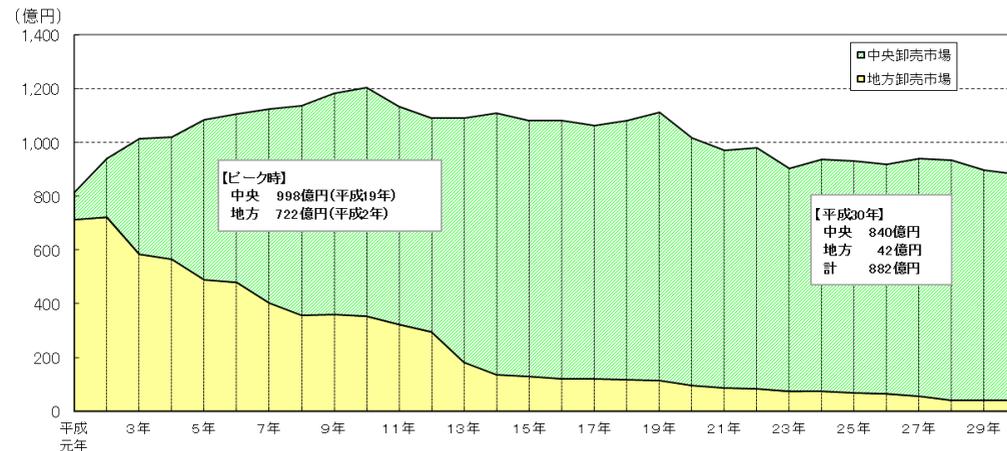
- 東京都中央卸売市場の年間取扱金額は839億5,205万円
- 大田市場の年間取扱金額は491億3,290万円で、東京都中央卸売市場全体の58%を占めている
- 花きを取り扱っている中央卸売市場は、全国に14市場存在する
- 全国の中央卸売市場取扱金額に占める東京都中央卸売市場（5市場）の割合は73%と非常に大きな割合
- 東京都中央卸売市場（花き）における合計の取扱金額は、平成30年には、平成元年の約8倍の約840億円

2 東京都の卸売市場における取扱金額の推移（花き）

1 全国の中央卸売市場取扱金額に占める東京都中央卸売市場の割合

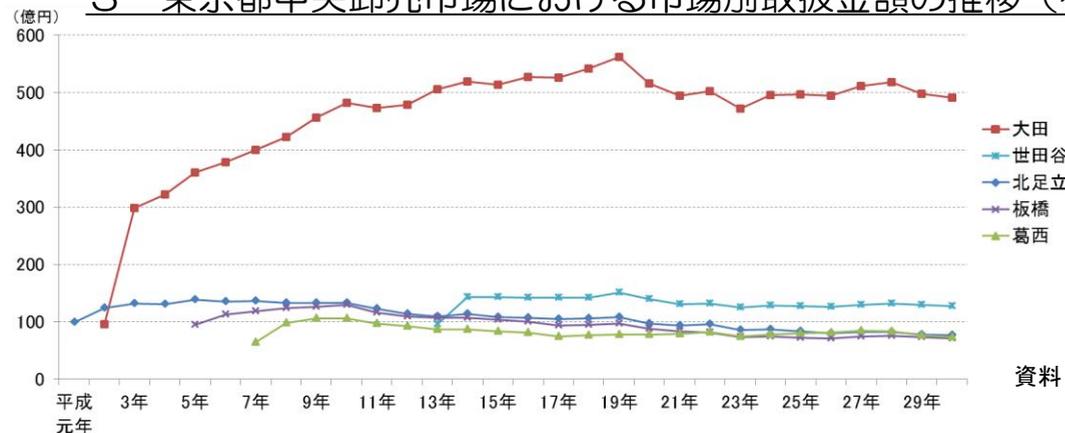


資料：東京都中央卸売市場年報
農林水産省「卸売市場データ集」より作成



資料：東京都中央卸売市場年報
東京都地方卸売市場年報より作成

3 東京都中央卸売市場における市場別取扱金額の推移（花き）



資料：東京都中央卸売市場年報より作成

3 市場業者の状況

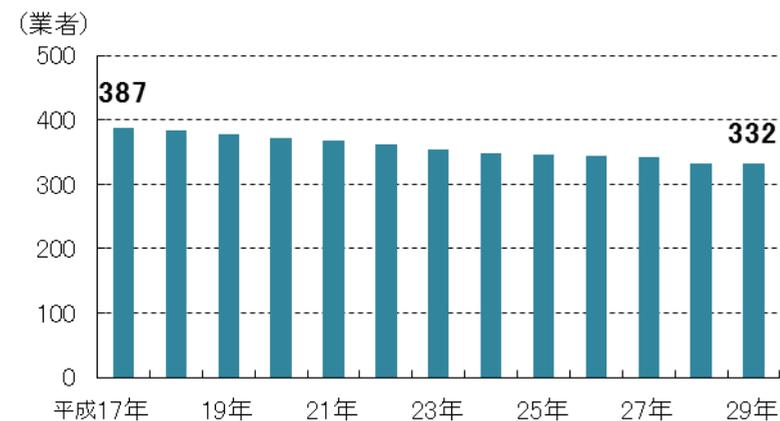
(1) 仲卸業者数

○ 水産物部、青果部、花き部及び食肉部の仲卸業者数は、長期的に減少している

1 仲卸業者数の推移（水産物部）



2 仲卸業者数の推移（青果部）



3 仲卸業者数の推移（花き部）



4 仲卸業者数の推移（食肉部）



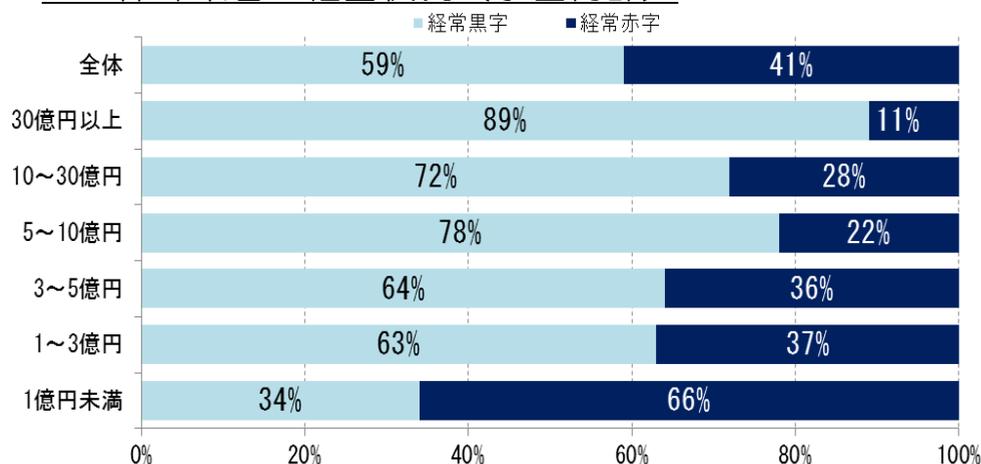
資料：東京都「仲卸業者の経営状況」より作成

3 市場業者の状況

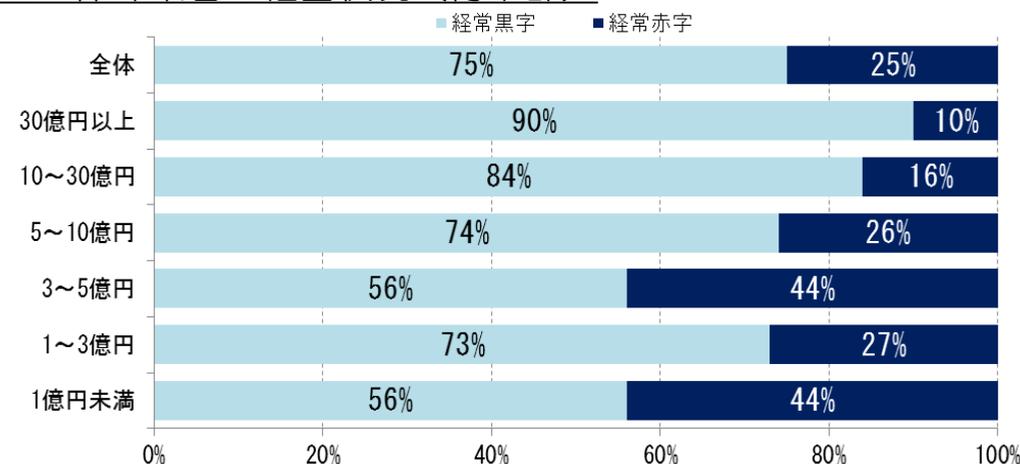
(2) 仲卸業者の経営状況

○水産物部、青果部、花き部及び食肉部について、売上規模が小さい会社ほど経常赤字の割合が高い傾向にある

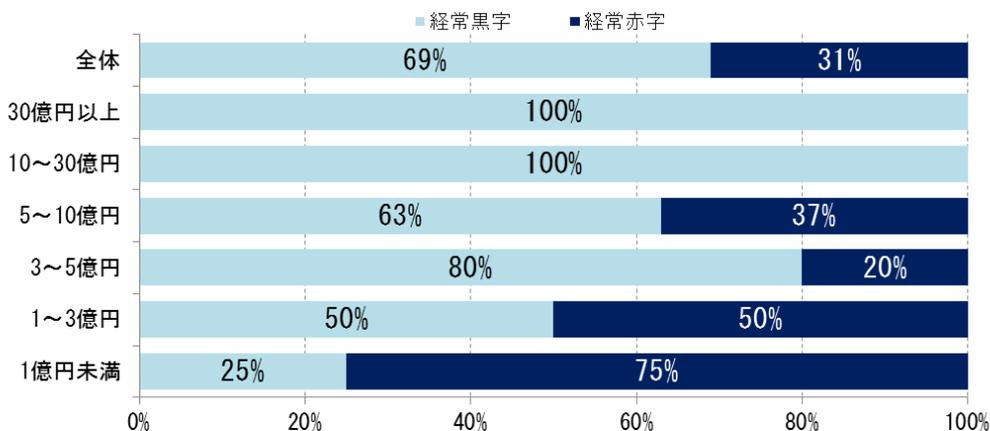
1 仲卸業者の経営状況（水産物部）



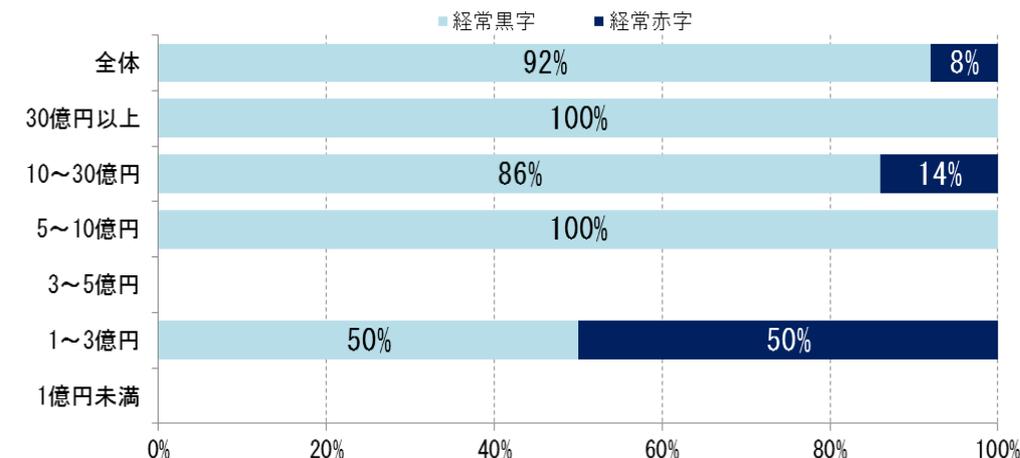
2 仲卸業者の経営状況（青果部）



3 仲卸業者の経営状況（花き部）



4 仲卸業者の経営状況（食肉部）



資料：東京都「仲卸業者の経営状況」（2019年3月）より作成

4 中央卸売市場会計の仕組みと財政収支

(1) 中央卸売市場会計とは①

① 都が設置している、**公営企業会計**のうちの一つ

公営企業会計とは

- **住民の暮らしを支え、公益・公共目的を果たすために、自治体が自ら経営する事業を、区別して経理している会計**
- **会計の目的は、儲けや利益の追求ではなく、公益・公共目的達成のため、安定的に事業を継続していくこと**

※ 1 都が現在設置している公営企業会計（計11会計）

- ・病院会計
- ・中央卸売市場会計
- ・都市再開発事業会計
- ・臨海地域開発事業会計
- ・港湾事業会計
- ・交通事業会計
- ・高速電車事業会計
- ・電気事業会計
- ・水道事業会計
- ・工業用水道事業会計
- ・下水道事業会計

※ 2 他都市の市場事業への公営企業会計適用の状況

全国中央卸売市場40都市中、9都市

- ・ 札幌市、宇都宮市、**東京都**、金沢市、岐阜市、大阪府、大阪市、岡山市、徳島市

4 中央卸売市場会計の仕組みと財政収支

(1) 中央卸売市場会計とは②

- ② 都内に11か所ある中央卸売市場全体の経営状況をまとめた会計
- ③ 一般会計からの繰入金は、国の基準の範囲内とし、市場業者からの使用料などの収入により、全ての経費を賄う「独立採算」を基本としている
- ④ 1年間の経営成績を示す「収益的収支」と支出の効果が長期間にわたる施設整備等に係る「資本的収支」で構成

<参考> 国内の中央卸売市場の経営状況

総務省「公営企業の経営のあり方に関する研究会」報告書(平成29年3月公表)

- ・ 中央卸売市場の開設者は、地方公共団体（都道府県又は人口20万人以上の市）に限定
- ・ 地方卸売市場も含めて、経営状況は悪いところが多い

※ 一般会計繰入金を除いた場合、全164団体のうち129団体が赤字 [約80%が赤字]

* 団体には一部事務組合を含む

4 中央卸売市場会計の仕組みと財政収支

(2) 一般会計からの繰入金の状況

- **一般会計補助金は、**一般会計からの繰入金を抑制し、**公正取引の実現等を目的とした業務などの行政的経費について、その財源として充当**
- **一般会計出資金は、**借換え分を除く企業債償還金の1/2の額につき、繰入れを受けていたが、**平成5年度以降、繰入れなし**

<参考>

一般会計からの繰入金について国が定めるルール（※）

（※）総務省繰出基準（地方公営企業法第17条の2等）に基づく、「繰入できる」経費の範囲と割合

- ① **市場業者の指導や監督などに要する経費** ⇒ **市場の営業費用の30%**
- ② **市場の建設や改良に要する経費** ⇒ **市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金の1/2**

4 中央卸売市場会計の仕組みと財政収支

(3) 使用料の現状

- 市場使用料は、財政運営上、11市場を一体的に捉え、原則として**全市場同一の料金体系**（食肉市場の一部を除く）
- 豊洲市場の開場に当たっては、都が従来の整備水準を超えて低温化に必要な断熱機能を付加した**低温施設を対象として、新たな使用料を設定**

<主な中央卸売市場使用料>

(令和元年10月1日現在)

種類		内容	使用料（税込）
売上高割 使用料	卸売業者	卸売金額にかかる使用料	卸売金額（税抜）の 0.125%～0.25%（※）
	仲卸業者	販売金額（ただし、いわゆる直荷に対応する販売分）にかかる使用料	販売金額（税抜）の 0.125%～0.25%（※）
	関連事業者	販売金額（生鮮食料品等の販売に限る。）にかかる使用料	販売金額（税抜）の 0.1%（※）
施設 使用料 （面積割 使用料）	卸売業者売場	卸売業者が卸売業務を行う卸売場の使用料	555円/㎡・月
	卸売業者低温売場	卸売業者売場のうち低温卸売場の使用料	764円/㎡・月
	仲卸業者売場	仲卸業者が仲卸業務を行う仲卸売場の使用料	2,190円/㎡・月
	関連事業者営業所	関連事業者が流通保管業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務を行う施設の使用料	2,431円/㎡・月
	事務室	事務室の使用料(売買参加者及び買出人団体等が使用する場合)	2,252円/㎡・月 (1,215円/㎡・月)
	荷さばき場	卸売業者等が荷さばきをする施設の使用料	555円/㎡・月
	低温荷さばき場	荷さばき場のうち低温荷さばき場の使用料	764円/㎡・月
	作業所	卸売業者等が加工等の作業を行う施設の使用料	1,435円/㎡・月
	低温作業所	作業所のうち低温施設の使用料	1,644円/㎡・月
	買荷保管所	買出人等が買った荷物を一時的に保管する施設の使用料	258円/㎡・月
	車両置場	車両置場の使用料	691円/㎡・月

※ 売上高割使用料は別途110/100を乗じて得た額

4 中央卸売市場会計の仕組みと財政収支

(4) 平成29年度決算①

- 市場の経常的な事業活動を経理する収益的収支のうち、使用料を主な財源とする**営業収支は一貫して赤字**。収益的収支全体でも豊洲市場への移転関連経費などの増により赤字
- **建設改良事業等を経理する資本的収支の不足額は、損益勘定留保資金等で補てん**

■ 収益的収支

(億円)

区分	決算額
市場事業収益	181
営業収益	140
営業外収益	41
特別利益	-
市場事業費	258
営業費用	189
営業外費用	15
特別損失	54
差引	△ 77

■ 資本的収支

(億円)

区分	決算額
市場資本的収入	0
企業債	-
国庫補助金	-
その他資本収入	0
市場資本的支出	76
建設改良費	43
企業債償還金	33

※数値は、原則として、表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

4 中央卸売市場会計の仕組みと財政収支

(4) 平成29年度決算②

■ 損益計算書

(億円)

■ 貸借対照表

(億円)

区分		
営業収益		140
売上高割使用料	31	
施設使用料	79	
雑収益	30	
営業費用		189
管理費	134	
業務費	1	
減価償却費	50	
資産減耗費	4	
営業損益		△49
営業外収益		41
営業外費用		15
経常損益		△23
特別損益		△54
当年度純損益		△77

区分		
資産の部		
固定資産		8,322
有形固定資産	8,319	
無形固定資産	0	
投資その他の資産	3	
流動資産		1,143
現金・預金	1,119	
未収金	1	
前払金	23	
貸倒引当金	△0	
繰延勘定		0
資産合計		9,465

区分		
負債の部		
固定負債		3,923
企業債	3,567	
引当金	32	
その他固定負債	324	
流動負債		89
企業債	31	
未払金	41	
その他	18	
繰延収益		531
負債合計		4,542
資本の部		
資本金		4,492
剰余金		431
資本合計		4,923
負債・資本合計		9,465

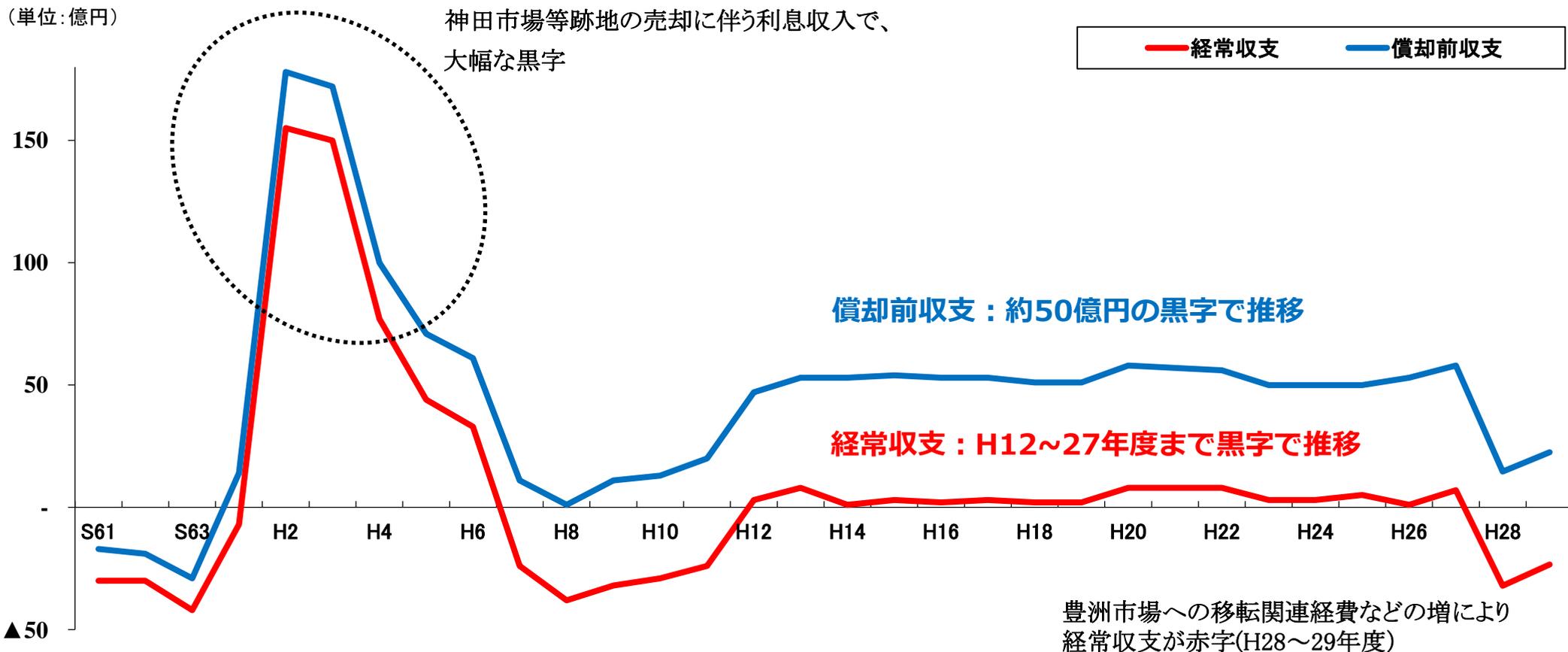
※数値は、原則として、表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

4 中央卸売市場会計の仕組みと財政収支

(5) これまでの経常収支と償却前収支の推移

- **経常収支は、** 使用料改定を行った平成12年度以降27年度決算まで、**黒字で推移**
- 同時期の**償却前収支は、年間約50億円の黒字で推移**
- 平成28年度決算以降は、**豊洲市場への移転関連経費などの増により、経常収支が赤字**

(単位: 億円)



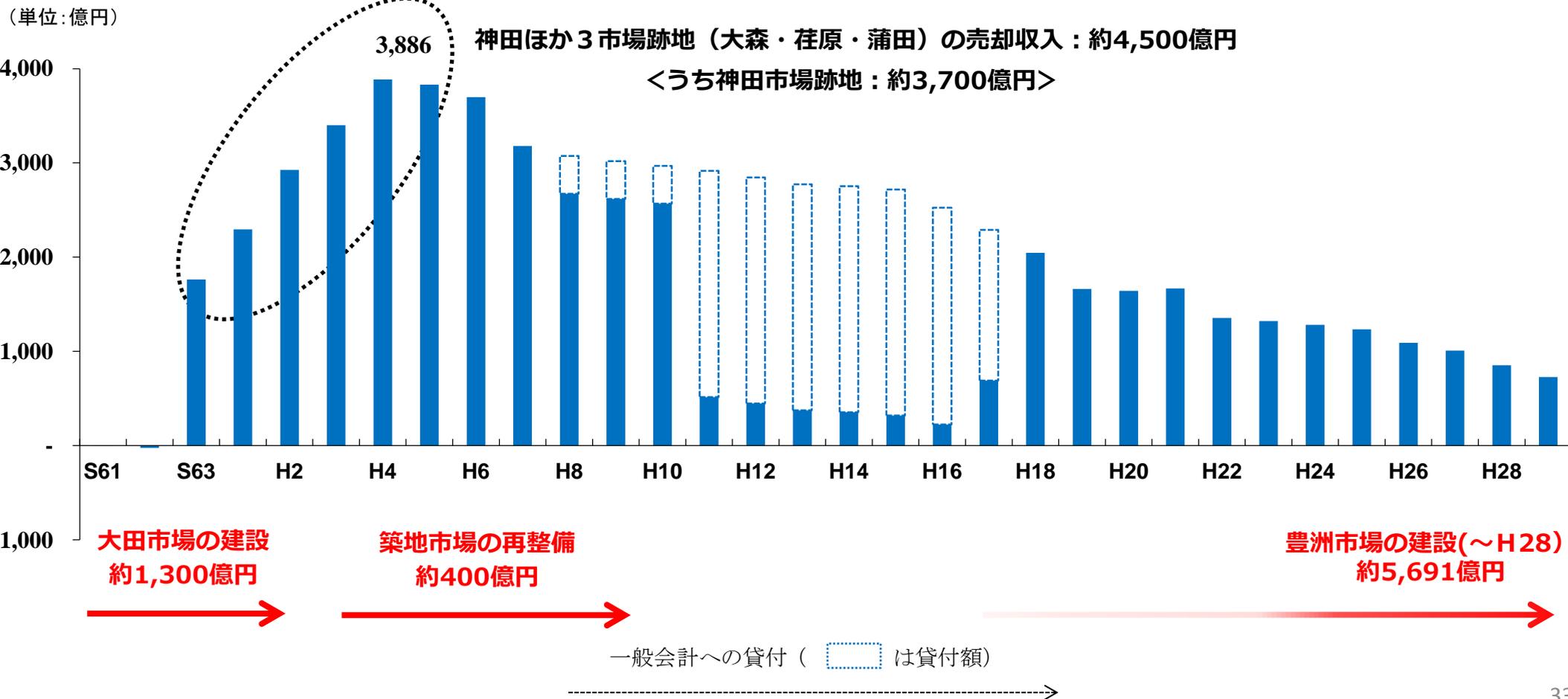
4 中央卸売市場会計の仕組みと財政収支

(6) これまでの資金収支の推移

※ 市場事業全体の資金余力、資金残高の推移

【29年度決算まで】

- **神田市場等跡地の売却収入**により、ピーク時には**4,000億円近い資金残高**を保有
- この**売却収入を主な財源**として、これまで**市場の建設・整備・改修を推進**



4 中央卸売市場会計の仕組みと財政収支

(7) 今後の財政収支見通しの前提

前提 ①

○ 築地市場跡地を一般会計に有償所管換

⇒ **将来の東京全体としての価値の最大化を目指す今後の築地まちづくりを見据えて、築地市場跡地については、5,623億円で一般会計に有償所管換**

※ 有償所管換の土地価格5,623億円から、土地処分に際して一般的に考慮すべき埋蔵文化財発掘調査費用等相当分となる200億円（試算上の数値）を留保した5,423億円を平成30年度に収入

[市場のあり方戦略本部（平成29年6月）と同一の試算であり、実際に要する費用は変動する可能性]

前提 ②

○ 令和元年度予算案の予定額をベースとして推計

- ・ 一般会計繰入金の対象範囲や水準は据置き
- ・ (参考) 令和元年度の豊洲市場単体の収支状況（予定額）

経常収支：年間▲95億円（うち減価償却費▲84億円）、償却前収支：年間▲11億円

前提 ③

○ 当面の経営改善策の反映（年間24億円）

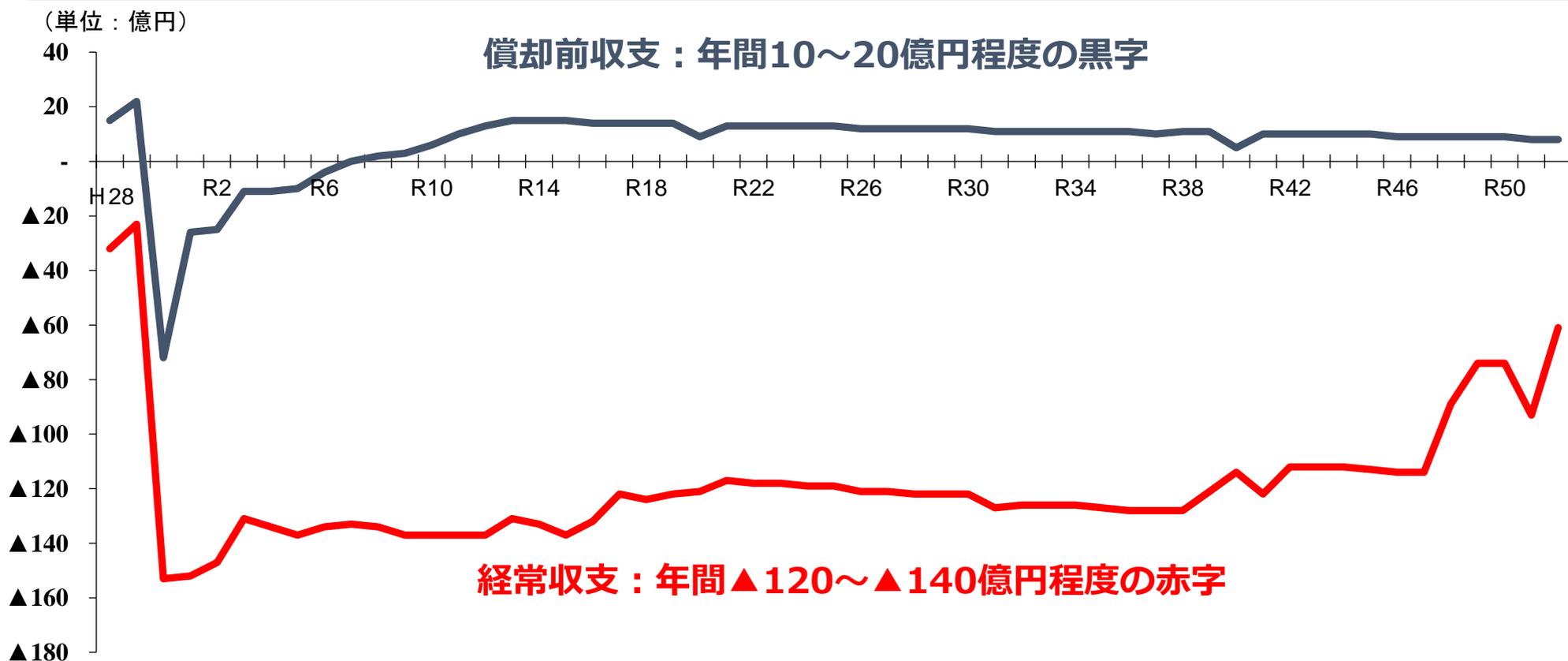
※ 令和元年度～5年度：10億円/年、令和6年度～10年度：19億円/年、令和11年度～15年度：24億円/年

- ・ 効率的な執行体制の構築（中央卸売市場部局の組織・人員体制の見直しに伴う人件費の縮減など）
- ・ 市場の運営・維持更新関係経費の縮減（ランニングコストの縮減、施設の長寿命化など）
- ・ 収入確保（低温施設使用料の本則適用、遊休施設の活用など）

4 中央卸売市場会計の仕組みと財政収支 (8) 今後の財政収支見通し (試算) ①

【経常・償却前収支】

- 償却前収支は、年間10～20億円程度の黒字で推移する見通し
- 経常収支は、豊洲市場の減価償却費の影響により、年間▲120～▲140億円程度の赤字で推移する見通し

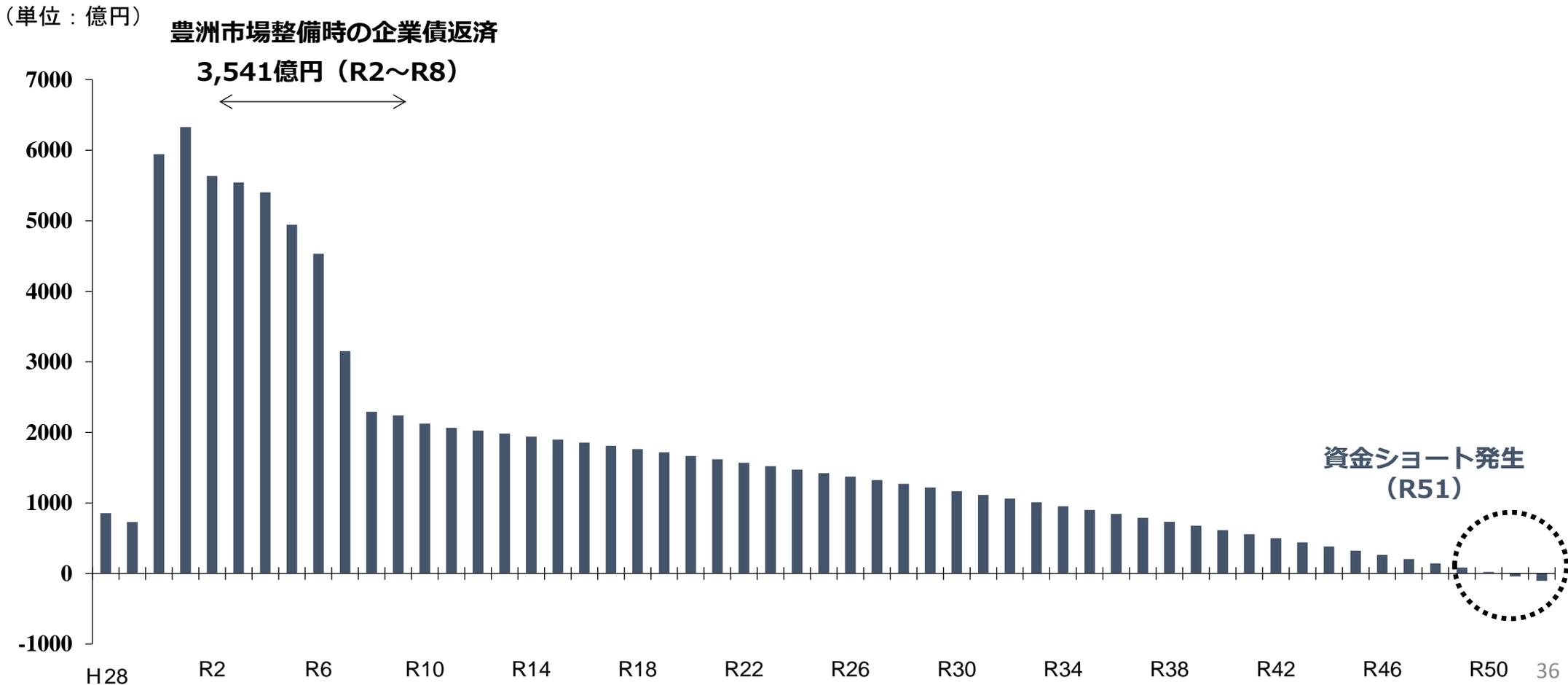


4 中央卸売市場会計の仕組みと財政収支

(8) 今後の財政収支見通し(試算)②

【資金収支】

- 豊洲市場を整備する際に発行した企業債は、全て期限どおりに返済できる見通し
- 累積資金は長期的に減少傾向となり、令和51年度に資金ショート



第3章 卸売市場法改正への対応

1 卸売市場法改正の概要

(1) 法改正の趣旨

【卸売市場法改正の趣旨】

- 卸売市場が果たしてきた集荷・分荷機能、価格形成機能、代金決済機能等の調整機能は重要
- 今後も卸売業者、仲卸業者等の役割・機能が発揮され、卸売市場を食品流通の核として堅持
- 消費者ニーズに的確に応えていくために、新たな需要の開拓や、付加価値向上につながる食品流通構造の確立が重要
- 卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進

1 卸売市場法改正の概要

(2) 法改正のポイント

卸売市場法改正のポイント

- 自治体限定で中央卸売市場の開設を農林水産大臣が「認可」していた制度を、民間を含め、要件を満たす市場を大臣が「認定」する制度へ変更
- 認定の要件として、売買取引の方法、取引条件・結果の公表等を定め、取引の透明性を向上
- 第三者販売、直荷引き、商物一致の原則等のその他の取引ルールについては、各市場の実態に応じて柔軟に設定できるように変更
- 改正法を踏まえ、都として、東京都中央卸売市場条例の大幅な改正が必要

	現 行	改 正 後
市場の開設等	根拠法は卸売市場法	同左
	国が整備方針・計画を策定	国が基本方針を策定
	開設者は自治体 (都道府県や人口20万人以上の市) (農林水産大臣による認可)	開設者はその施設が一定規模以上で、適切な業務運営能力を有する者であれば民間を含め制限なし (農林水産大臣による認定)
	【卸売業者】 農林水産大臣による許可 【仲卸業者】 開設者による許可 【売買参加者】 開設者による承認	【卸売業者】 【仲卸業者】 【売買参加者】 } 法律上特段の規定なし
	国が指導・検査監督(開設者及び卸売業者)	国が指導・検査監督(開設者のみ)
取引規制等	売買取引の方法の公表	売買取引の方法の公表
	差別的取扱いの禁止	差別的取扱いの禁止
	受託拒否の禁止	受託拒否の禁止
	代金決済ルールの策定・公表	代金決済ルールの策定・公表
	—	取引条件の公表(義務の新設)
	取引結果の公表	取引結果の公表
	第三者販売の原則禁止	卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏み、共通ルールに反しない範囲において定めることができる。
	直荷引きの原則禁止	
	商物一致の原則	

2 卸売市場法改正への対応

(1) 法改正を踏まえた条例改正に向けた検討

- ・卸売市場法が改正され、令和2年6月21日に施行されることから、施行期日に合わせて、都条例の改正を検討
- ・法改正の趣旨を踏まえつつ、卸売市場の活性化を図る観点から、市場業界等との意見交換を行うとともに、取引参加者から意見を聴くことを目的として、「東京都中央卸売市場 条例改正準備会議」を設置(H30.11.26)

【準備会議委員】

外部有識者、出荷者、卸売業者、仲卸業者、実需者、東京都

《東京都中央卸売市場 条例改正準備会議の開催》

H30. 12. 4 ~ R1. 7. 26 (全4回)

【第1回会議】

- ・改正卸売市場法の概要

【第2回会議】

- ・卸売市場を取り巻く状況
- ・改正卸売市場法に対する評価

【第3回会議】

- ・条例改正準備
会議意見まとめ
- ・条例改正方向性

【第4回会議】

- ・条例改正の内容に対する意見聴取

条例改正に向け、
条例内容を調整

2 卸売市場法改正への対応

(2) 条例改正準備会議における意見まとめ

【第3回条例改正準備会議資料】

東京の卸売市場が目指すもの

- ・ 東京の卸売市場は豊かな都民生活の実現のために存在する社会インフラである。
- ・ 都は、質・量ともにバラエティに富んだ「東京の食文化」を支える多様な供給チャネルに配慮しつつ、近年大きく変化している産地や実需者のビジネス形態への対応をサポートしていく。

【食品流通の核として必要な機能】

これまで提供してきた以下の重要な機能を踏まえ、今後もその役割を十分に果たしていく

- ・ 公正な取引を確保するための指導監督と安全安心のための検査体制
- ・ 豊富な品揃えと目利きによる顧客への対応能力
- ・ 代金決済や情報の受発信を通じた産地等とのつながり

【新たなニーズに応じていくための機能】

外部環境の変化に伴い、産地や実需者が卸売市場に求める新たなニーズに的確に対応

- ・ 加工需要への対応
- ・ 物流効率化によるコスト削減、品質衛生管理向上
- ・ 市場内外のプレーヤーとの取引による品揃え充実と販路拡大



卸売市場としての役割を果たしつつ、新たなニーズに的確に対応することで産地や実需者から選ばれる卸売市場を目指す。

【都民に信頼される卸売市場】

産地や実需者から選ばれる卸売市場を目指すことで、安全・安心かつ安定的な生鮮食料品の供給に加え、新たな都民ニーズに即した品揃えに寄与し、最終消費者である「都民」の信頼につなげていく。

2 卸売市場法改正への対応

(3) 条例改正の方向性

【第3回条例改正準備会議資料】

取引の活性化を図るための規制緩和

- 新たな需要の開拓、物流の効率化などの観点から、産地や実需者の多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう基本的に規制は緩和
- せり・相対などの取引方法について、市場ごとの実態に応じた設定を可能にするとともに、せり取引については、売買参加者などその参加者に関する規定を整備

公正な取引環境の確保

- 実績報告を義務付け、開設者が取引の実態を把握するなど、適切な指導監督を行うための規定を整備
- 卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、業務の運営に関して、都と市場関係者などが調査審議する場を設置

業務の効率化

- 卸、仲卸等の業務の効率化、生産性の向上を図るため、事前申請の見直し等事務手続を簡素化

食の安全・安心の確保

- 食の安全・安心を確保するため、引き続き品質衛生管理に係る措置を規定

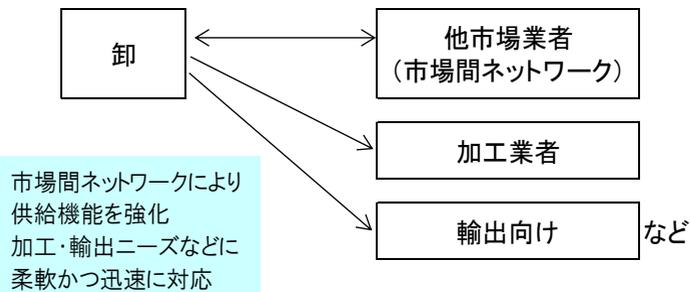
2 卸売市場法改正への対応

(参考) 条例改正により想定される取引イメージ

【第4回条例改正準備会議資料】

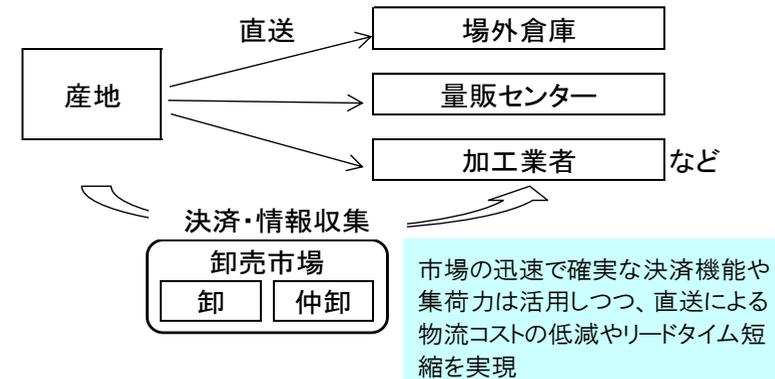
第三者販売による販路拡大

(現 行) 残品が生じる場合などに許可を得て例外的に実施
 (改正案) 事前の手続きなく様々な取引先に自由に販売可能に



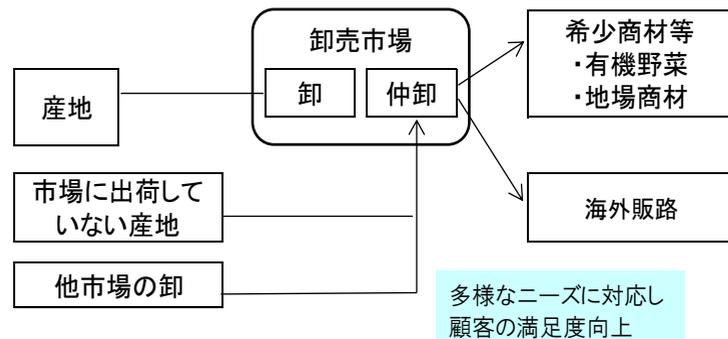
商物分離による物流の効率化

(現 行) 予め保管場所の指定を受けるなどにより例外的に実施
 (改正案) 必要に応じて顧客への直送が可能に



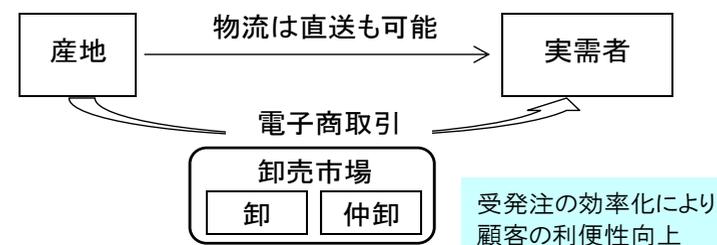
仲卸の直荷引きによる品揃え機能強化

(現 行) 卸から仕入れられない場合などに許可を得て例外的に実施
 (改正案) 仲卸は、調達先を場内卸に限らず自由に拡大可能に



電子商取引によるビジネスチャンス増大・業務効率化

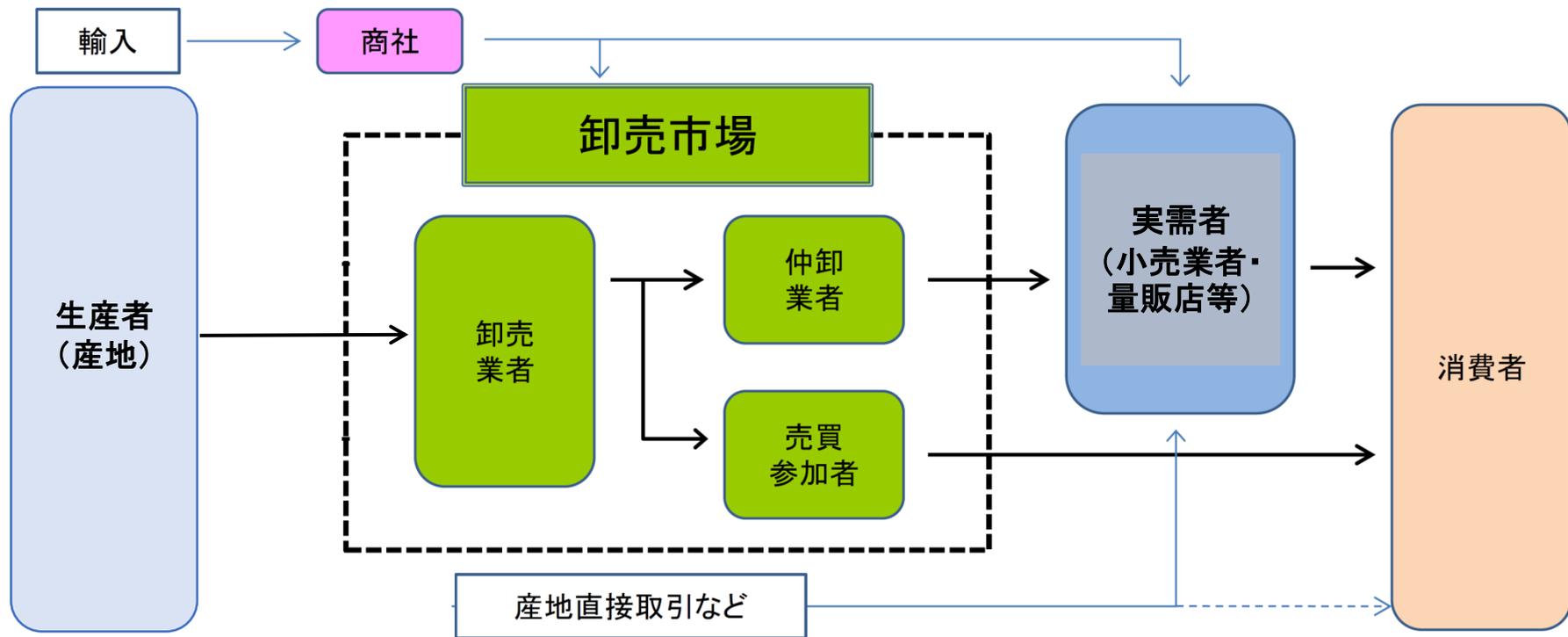
(現 行) 品目制限に加え事前承認を得て実施
 (改正案) 商取引の手法は、電子商取引含め自由に



(参考) 東京都中央卸売市場の概要

1 卸売市場の仕組み

生鮮食料品等の主な流通経路



卸売市場の関係者

○卸売業者

全国の産地から仕入れた荷を市場内で仲卸業者や売買参加者に販売する業者

○仲卸業者

卸売業者から荷を買い入れる権利を持ち、市場内の店舗で小売店、飲食店等に販売する業者

○売買参加者

卸売業者から荷を買い入れる権利を持つ小売業者・納入業者・加工業者など

2 卸売市場の役割・機能

- 卸売市場は、豊富で新鮮な生鮮食料品等を都民に安定供給しており、国内産地と都民をつなぐ重要な役割をもつ

卸売市場の主な機能

○集荷（品揃え）、分荷機能

全国各地から多種・大量の物品を集荷、実需者ニーズに応じて、迅速かつ効率的に必要な品目、量へと分荷

○価格形成機能

需給を反映した公正で透明性の高い価格形成

○代金決済機能

販売代金の出荷者への迅速・確実な決済

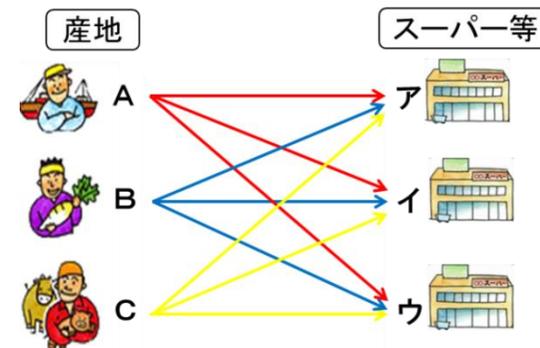
○情報受発信機能

需給に係る情報を収集し、川上・川下にそれぞれ伝達

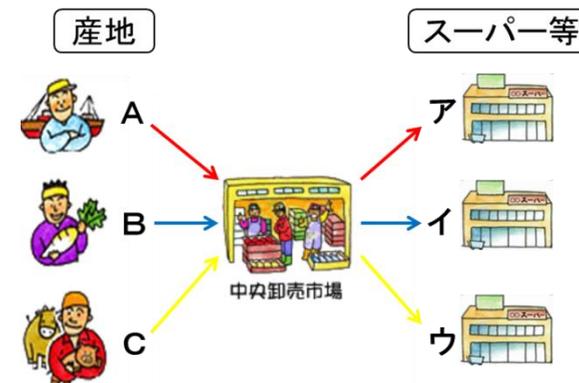
⇒生鮮食料品等の安定供給に貢献

卸売市場によるメリット

【卸売市場を活用しない場合（直接取引）】



【卸売市場を活用する場合】



- 取引量縮小
- 流通コスト削減
- 情報交換

3 東京都中央卸売市場の概要

○ 都の中央卸売市場は、11の中央卸売市場が相互に補完しながら、流通ネットワークを形成し、一体としてその機能を発揮しているという、他都市とは異なる特徴を有している

市場名

(場の特徴)

(外観写真)

- ① 所在地
- ② 業務開始年月日
- ③ 敷地面積
- ④ 建物面積
- ⑤ 取扱品目
- ⑥ 卸売業者数
- ⑦ 仲卸業者数

板橋市場

流通センターと隣接した西北部地区の流通拠点



- ① 板橋区高島平6-1-5
- ② 昭和47年2月28日
- ③ 61,232㎡
- ④ 51,440㎡
- ⑤ 青果、花き
- ⑥ 青果2、花き1
- ⑦ 青果10、花き7

豊島市場

「かつぎ売り」が集まった伝承が残る都内最古の市場



- ① 豊島区巢鴨5-1-5
- ② 昭和12年3月25日
- ③ 23,334㎡
- ④ 20,190㎡
- ⑤ 青果
- ⑥ 青果1
- ⑦ 青果10

北足立市場

花き部開設第1号、北部流通業務団地にある市場



- ① 足立区入谷6-3-1
- ② 昭和54年9月17日
- ③ 61,076㎡
- ④ 77,823㎡
- ⑤ 青果、花き
- ⑥ 青果1、花き1
- ⑦ 青果14、花き9

多摩ニュータウン市場

緑豊かな広大な新都市圏の需要を満たす市場



- ① 多摩市永山7-4
- ② 昭和58年5月26日
- ③ 57,153㎡
- ④ 19,895㎡
- ⑤ 青果
- ⑥ 青果1
- ⑦ 青果3



足立市場

江戸3大市場の商業中心地は、いま充実の水産市場



- ① 足立区千住橋戸町50
- ② 昭和20年2月11日
- ③ 42,675㎡
- ④ 26,489㎡
- ⑤ 水産
- ⑥ 水産2
- ⑦ 水産49

世田谷市場

地域に調和した効率的で使いやすい市場



- ① 世田谷区大蔵1-4-1
- ② 昭和47年3月27日
- ③ 41,482㎡
- ④ 65,302㎡
- ⑤ 青果、花き
- ⑥ 青果1、花き2
- ⑦ 青果7、花き6

淀橋市場

新宿副都心に近く、需要の伸びと食生活多様化に応える市場



- ① 新宿区北新宿4-2-1
- ② 昭和14年2月16日
- ③ 23,583㎡
- ④ 39,333㎡
- ⑤ 青果
- ⑥ 青果1
- ⑦ 青果15

大田市場

広い敷地を擁し、青果・水産・花きを取り扱う総合市場



- ① 大田区東海3-2-1
- ② 平成元年5月6日
- ③ 386,426㎡
- ④ 296,452㎡
- ⑤ 水産、青果、花き
- ⑥ 水産1、青果4、花き2
- ⑦ 水産39、青果165、花き18

食肉市場

「芝浦」の通称で親しまれる食肉流通の拠点



- ① 港区港南2-7-19
- ② 昭和41年12月19日
- ③ 64,108㎡
- ④ 94,379㎡
- ⑤ 食肉
- ⑥ 食肉1
- ⑦ 食肉25

豊洲市場

食の安全・安心の確保や効率的な物流・様々なニーズに対応する新しい市場



- ① 江東区豊洲6-6-1
- ② 平成30年10月11日
- ③ 354,953㎡
- ④ 519,103㎡
- ⑤ 水産、青果
- ⑥ 水産7、青果3
- ⑦ 水産488、青果96

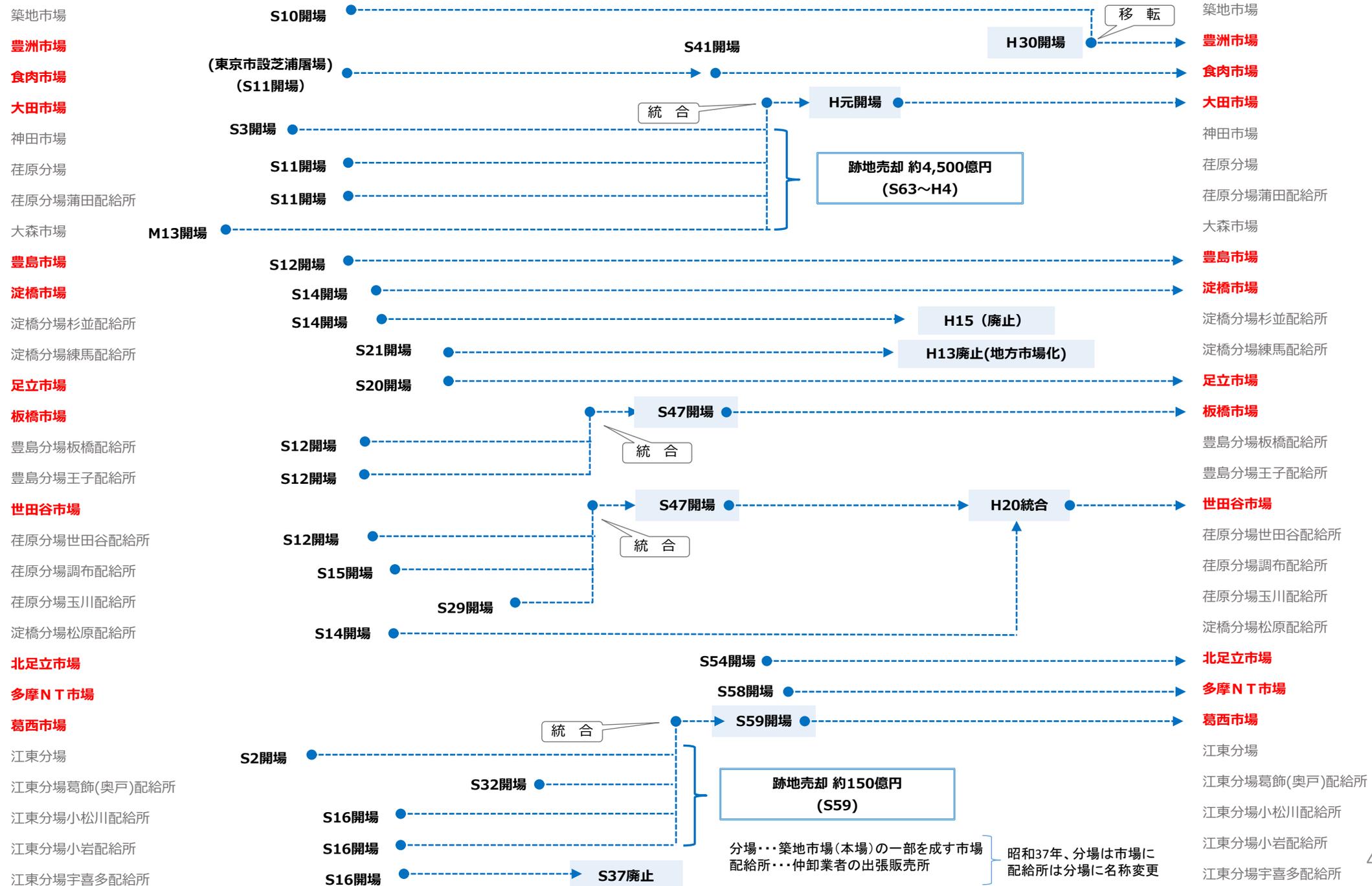
葛西市場

流通業務団地に育まれた東部地区を賄う流通拠点



- ① 江戸川区臨海町3-4-1
- ② 昭和59年5月7日
- ③ 74,515㎡
- ④ 59,515㎡
- ⑤ 青果、花き
- ⑥ 青果1、花き1
- ⑦ 青果9、花き6

4 都内中央卸売市場の変遷



5 組織体制

東京都中央卸売市場の組織（令和元年8月1日現在）

